

平成26年度 文部科学省  
『連携・協働による消費者教育推進事業』における  
消費者教育推進のための実証的共同研究  
地域における消費者教育の担い手育成  
～市民向け養成講座・大学教育を通じて～

## 報 告 書

平成27年3月

南大阪地域大学コンソーシアム



## 目 次

第1章 取組について .....	3
1. 目的・趣旨 .....	3
2. 実施内容 .....	3
3. 実施体制 .....	4
(1) 実施体制 .....	4
(2) 本事業の特徴と強み .....	5
(3) 実施スケジュール .....	6
第2章 消費者教育サポーター養成カリキュラムの考え方	7
1. カリキュラムの考え方 .....	7
2. 具体的に実践した養成講座カリキュラム .....	9
3. 消費者教育サポーターの認定およびカリキュラム構成にかかる ガイドラインについて .....	10
第3章 取組の実践について .....	12
1. 研究協議会の設置 .....	12
2. 市民対象の消費者教育サポーター養成講座の実施 .....	13
(1) 募集について .....	13
(2) 講座開催時期 .....	13
(3) 講座内容 .....	13
(4) 応募者数等 .....	14
3. 大学での消費者教育の実践 .....	14
4. 「消費者教育サポーター」の資格認定 .....	14
5. 親子イベントの開催 .....	16
(1) 目的 .....	16
(2) 開催要項 .....	17
(3) 広報 .....	17
(4) イベントプログラムの内容 .....	18
(5) 参加者 .....	18
(6) 参加者への修了証の授与 .....	19

第4章 効果の検証及び取組に対する評価 .....	20
1. 養成講座に関する効果の検証 .....	20
(1) アンケート調査 .....	20
(2) 効果の検証 .....	20
2. 消費者教育サポーター認定に関する効果の検証 .....	21
(1) 振り返りシート .....	21
(2) 効果の検証 .....	21
3. 親子イベントに関する効果の検証 .....	22
(1) アンケート調査 .....	22
(2) 効果の検証 .....	23
4. 本取組に対する評価 .....	23
(1) アンケート調査 .....	23
(2) 効果の検証 .....	24
第5章 今後への展望 .....	26
1. 消費者教育サポーターの活動の場について .....	26
2. 大学教育への次なる展開について .....	28

## 資料編

資料1	消費者教育サポーター養成講座 受講生募集ちらし、 ホームページ
資料2	消費者教育推進事業 協議会委員名簿
資料3	親子イベント案内ちらし、ホームページ
資料4-1	消費者教育アンケート紙、振り返りシート
資料4-2	消費者教育サポーター養成講座 受講者アンケート集計
資料4-3	消費者教育サポーター養成講座、消費者教育フェスタ in 堺 振り返りシート集計
資料4-4	親子イベント 参加者アンケート集計
資料4-5	消費者教育 内部評価アンケート集計

# 第1章 取組について

## 1. 目的・趣旨

昨年度開発した「消費者教育普及・啓発支援者モデル育成研修」が新法の消費者教育の理解促進に効果的であったことから、本取組では、先の研修をさらに改善・発展させ、広く市民を対象とした消費者教育サポーター養成講座を実施し、修了者には「消費者教育サポーター」として資格認定し、消費者市民社会の実現に貢献する地域人材を養成することをめざす。資格取得者は、消費者市民社会の実現に積極的に貢献する存在となることをめざす。

一方で、昨年度の研修プログラムをふまえ、大学の教育課程の中で消費者教育の可能性を探ることとした。大学での履修者のうち資格認定希望者には、そのための実習プログラムに参加した学生に資格認定し、広く担い手育成を図るものとした。

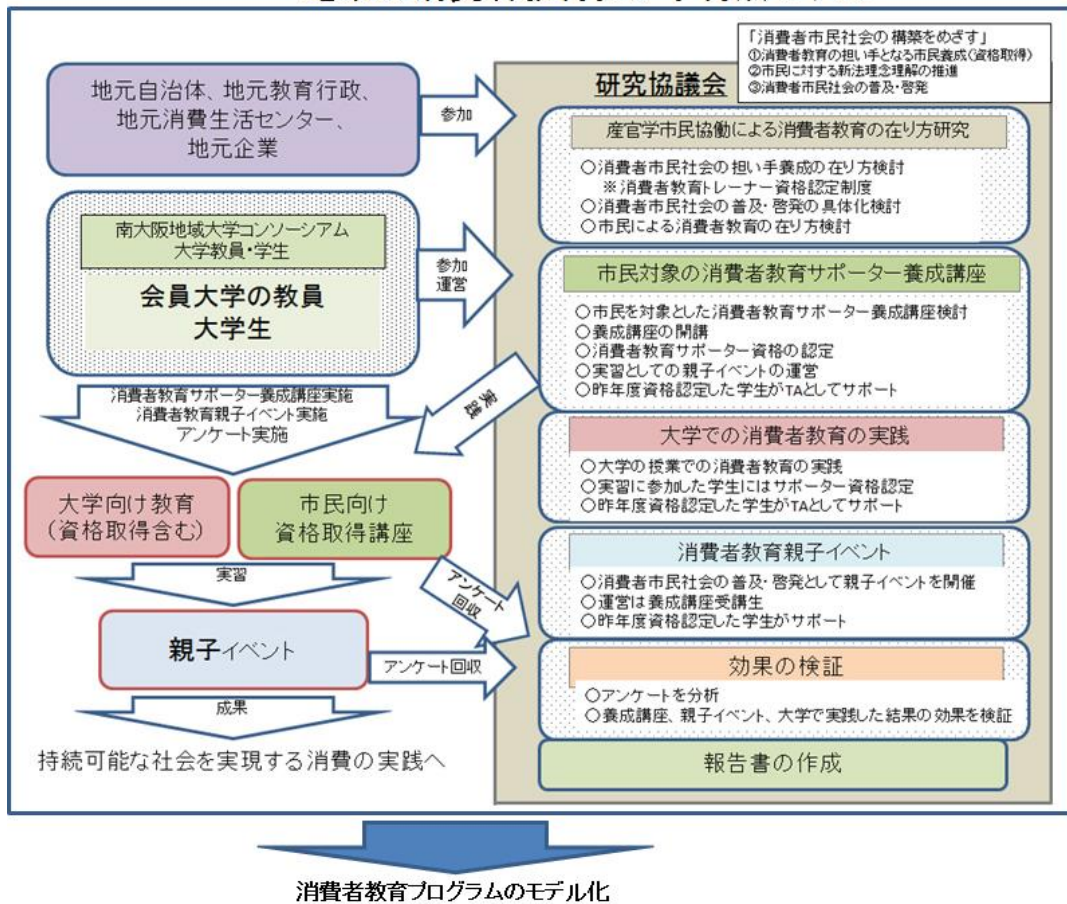
さらに、家庭の消費の担い手である親子が互いに学び合う場であり、本養成講座の実習の場として、産官学市民協働による「親子イベント」を開催した。資格認定希望者は、その企画・運営を担い、講座で学んだ知識を活かし、スキルを高めることをめざす。

## 2. 実施内容

本取組では、上記目的を達成するために、以下に取り組んだ。

- ①地域における消費者教育の担い手を育成するための養成講座の実施
- ②修了生には「消費者教育サポーター」資格の認定
- ③産官学市民協働による「親子イベント」の開催
- ④上記の評価、検証

## 地域の消費者教育担い手育成モデル



### 3. 実施体制

#### (1) 実施体制

本取組の効果的かつ円滑な推進と、新法が進める「消費者教育」で求められる学校、地域、企業、大学等が協力する環境づくりのために、本取組の実施に際し、南大阪地域大学コンソーシアム（以下、南コンソと記す。）及び会員大学教員をはじめ、地元自治体、地元教育行政、地元企業、地元消費生活センター、地元子育て支援団体等と連携をはかり、それぞれが以下の役割を担った。

#### ◆南大阪地域大学コンソーシアム

- ①本取組の推進及びとりまとめ
- ②研究協議会の設置、開催及び運営に係る業務
- ③消費者教育サポーター養成講座の募集及び開講に係る業務
- ④大学への協力とりつけ（教員及び学生の委員及び養成講座参加協力）

⑤大学での消費者教育の実施支援 ⑥消費者教育親子イベント実施及び運営に係る業務 ⑦アンケート作成、実施、集計、検証等に係る業務 ⑧本事業の関係各部との連絡調整 ⑨「消費者教育学生サポーター」資格認定及び認定に係る業務 ⑩報告書の作成
◆大学（教員、学生）
<p>&lt;教員&gt;①研究協議会への参加協力 ②消費者教育サポーター養成講座への参加協力 ③アンケート調査紙作成、分析、検証協力 ④大学での消費者教育の実施 ⑤消費者教育親子イベント協力 ⑥報告書作成協力</p> <p>&lt;昨年度資格認定学生&gt;①消費者教育親子イベントへ支援者として参加協力 ②消費者教育サポーター養成講座及び大学教育への TA として参加協力</p> <p>&lt;学生&gt;①消費者教育サポーター養成講座の受講 ②消費者教育親子イベントへの協力 ③大学での「消費者教育」受講生は実習として親子イベントを支援</p>
◆地元自治体、地元教育行政、地元企業、地元消費生活センター等
①研究協議会への参加協力 ②消費者教育サポーター養成講座への助言協力 ③消費者教育サポーター養成講座、消費者教育親子イベント、広報協力 ④アンケート回答協力

## （２）本事業の特徴と強み

### ①大学連携組織であることを活用

南コンソは、大学・短大・専門学校（以下、大学等と記す。）を会員とする南大阪地域の 22 の大学等の連携組織であることから、大学等がもつ専門性やその知的資源を活用し、新法の理解をもとに質の高い「消費者教育」プログラムの開発・検証及びその実践を安価で行うことができる。

### ②多様なネットワークをもつ

南コンソは、産官学地域連携の推進を事業の柱の 1 つにしていることから、大学だけでなく企業や自治体、教育委員会等とのネットワークを多く有しており、多様な講座の充実を図ることができる。また、新法が進める「消費者教育」で求められる学校、地域、企業、大学等が協力する環境づくりに南コンソのもつ多様なネットワークを活用することができる。

### ③資格認定をベースにした「学びから実践への循環型生涯学習社会を実現する大学・自治体連携型地域人材育成の仕組み」をもつ

南コンソでは、市民協働において大学の果たす役割は大きいと捉えており、その担い手として期待されている NPO や地域住民の実践力育成のために「自治体

連携型生涯学習～実践力育成講座」として、生涯学習課や市民協働担当と連携して学習機会を提供してきた。資格認定の実績として、学校図書館サポーター、子ども堺学サポーターがある。資格取得者の多くは、現在、小学校や中学校で学校支援者として活躍中。

### (3) 実施スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研究協議会	↔								↔	
養成講座			↔ 講座内容検討		↔ 公募	↔ 講座開催				
親子イベント						↔ 準備		↔ イベント		
大学での消費者教育	↔									
アンケート・効果の検証						↔ 調査		↔ 集計・検証		
資格認定									↔	
報告書作成										↔

#### <実践実績>

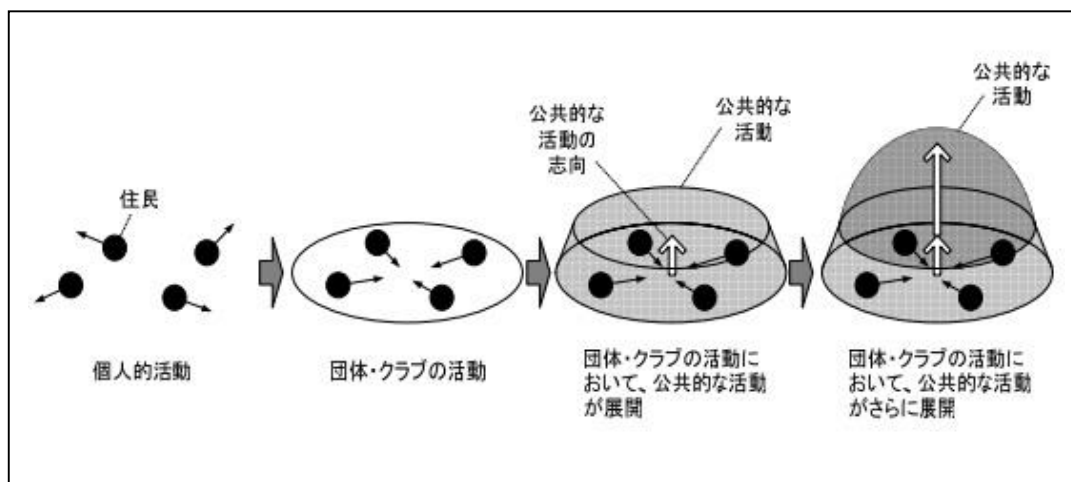
内容	日程
研究協議会	7月31日(木)、平成27年2月3日(火)
養成講座	11月4日(火)、11日(火)、25日(火)
親子イベント	8月12日(火)
大学での消費者教育	平成27年1月20日(火)

## 第2章 消費者教育サポーター養成カリキュラムの考え方

### 1. カリキュラムの考え方

本プロジェクトの主たるテーマである「消費者教育」は、消費者教育推進法によれば消費する市民としての資質（Consumer Citizenship）育成を通じた「消費者市民社会」の構築を求める。すなわち、ここにおいて問題とされているのは、民主主義社会における市民的資質そのものをどのように鍛え、そして育ててゆくのかという問いかけである。ここにおいて鍵となる概念として私たちは「知の循環型社会」を位置づける。

平成20年の文部科学省中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」では、副題において「知の循環型社会の構築」がその目標として位置づけられ、社会的持続可能性（*Social Sustainability*）を担保するための「個人」と「社会」の相互関係を連続的に繋ぐ「循環型」生涯学習の実現を求めている。「知の循環」、あるいは「循環型社会」という概念において、そもそも一体何が循環するのか。平成12年のいわゆる「地方分権一括法」の施行に伴って、総務省に設置された有識者会議「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」では、「新しい公共空間」という概念を提示しつつ、次のようなモデルを示している。



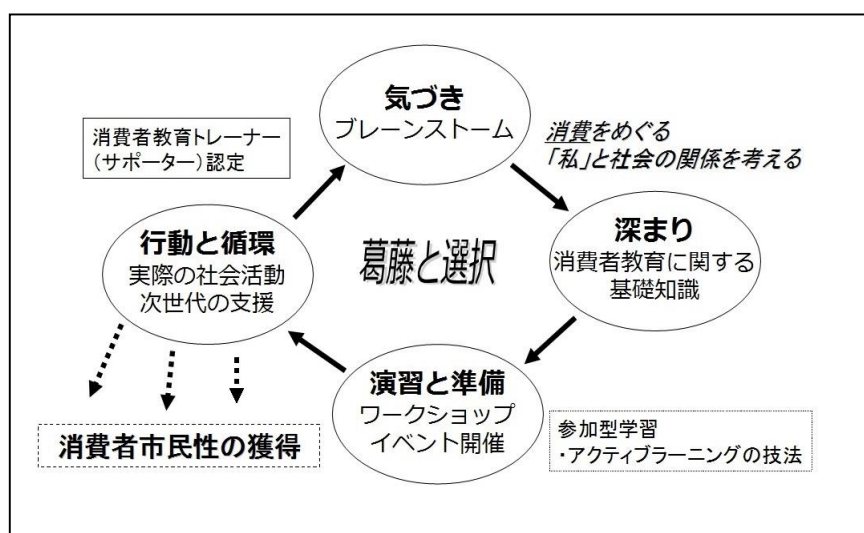
<住民活動の公共的展開>

「分権型社会における自治体経営の刷新戦略—新しい公共空間の形成を目指して—」、分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会編(2005)より。

市民（住民）は最初、点として活動していたものが、組織化されることで面となり、

さらに公共的な活動を展開することで立体となる段階的三次元モデルである。すなわち、個人から社会的機能を持つ集団への組織的転換モデルであり、市民育成における知の循環型学習モデルでは一定の空間を共有するという"community"の考え方が重要となる。同じ空間（地域社会）を生きるものとしてのかかわり方、責任が問われ、（地域）社会の持続的再生産に向けて、知恵が引き継がれてゆくというイメージである。こうした前提をもととして、単に個人的な経済的利益だけではない、公正な消費者市民社会を構成する資質（Consumer Citizenship）の育成を目指す、新たな「循環型消費者教育プログラム」を構想する。

今回私たち南大阪地域大学コンソーシアムの研究チームは、こうした考えに基づいて、単に個人の利益に帰するものではなく、そこでの学びが再び広く市民の教育に還元してゆくような、循環型の学習モデルを想定した。それは以下のようなものである。



<消費者教育における循環型学習モデル>

学習者は学習過程を通じて、自らの消費に関わる行動を検証し、行動が合理的か、不利益は生じないかといった個人としての価値（利益）判断をおこなうと同時に、時間・空間を超えて社会に対してどのような影響が及ぶかといった判断も併せて行ないながら学習を進める。こうした過程を通じて学習者は「消費者市民社会」の本質を学び、併せて自分自身がその一員となって社会の持続的発展に貢献すべき立場にあることを自覚する。その後、講座や研修会などを含む様々なイベントなどを企画・実践し、トレーナー（あるいはサポーター）となって次世代の育成に貢献することで、循環の輪の中へ入ってゆく。こうした学習モデルの考え方に基づいて、今年度の「消費者教育トレーナー養成プログラム」のカリキュラムは構成したものである。

## 2. 具体的に実践した養成講座カリキュラム

今年度実施したカリキュラムは以下のようなものであった。

<講座内容>

日程	時限 (分)	講座内容	講師
1 日目 11/4 (火)		開講式	南大阪地域大学 コンソーシアム
	15:30～ 16:30 1 限目 (60)	◇消費者教育の基礎 1 (講義) (1) 消費者教育とは (2) 被害にあわないための消費者教育※1	プール学院大学 教授 岡崎裕  ※1)堺市消費生活 センター派遣講師
	16:30～ 17:30 2 限目 (60)	◇消費者教育の基礎 2 (講義) (3) 新法がめざす消費者教育 (4) 社会発展における持続可能な社会について	
2 日目 11/11 (火)	15:30～ 16:30 3 限目 (60)	◇ゲームづくりを通じた消費者教育に関する手法について (演習) (1) 新法がめざす消費者市民社会の実現に向けて、体験的な手法に基づいた消費者教育の方法について学ぶ ○賢い消費者になるということはどういうことかを考える (ブレインストーム「消費の意義について」「消費と教育の関係」など)	プール学院大学 教授 岡崎裕
	16:30～ 17:30 4 限目 (60)	(2) 消費者教育に関する「教材」をつくろう (演習) ○賢い消費者になるということはどういうことであるかを考える (ゲームの開発を通して具体的に考えていく) (3) 振り返り	
3 日目 11/25 (火)	15:30～ 17:30 5・6 限目 (120)	◇消費者教育の実践とその支援について (1) 消費者教育「親子イベント」企画を考える (演習)	NPO 法人 C・キッズ・ネットワーク 理事長 大森節子
4 日目 1/20 (火)		◇実践 消費者教育親子イベントの開催支援 (企画・運営) 終了後、レポートを提出	

カリキュラムの構造は基本的に以下の4つのパートから構成される。

- 1 消費者教育に関する基礎知識（講義）
  - ・消費者教育の考えかたに関する内容
  - ・新法（平成24年消費者教育推進法）に関する内容
  - ・社会発展における持続可能性（Sustainable Development）に関する内容
- 2 消費者教育の教材に関する事項（演習）
  - ・体験的手法に基づく消費者教育に関する演習
  - ・消費者教育に関する「教材」づくり演習
- 3 消費者教育の実践とその支援について（講義と演習）
  - ・教材の検証
  - ・実践演習
  - ・振り返り
- 4 評価と認定(レポート提出)

このカリキュラムを修了することによって「消費者教育サポーター」としての資格を認定することとし、その評価はカリキュラム全体を通じた成績評価とした。認証にあたっては南大阪地域大学コンソーシアムの設定した委員会が客観的評価を行い、併せて責任を負う。また、コースならびにそこでのカリキュラムの妥当性についても同様である。

### 3. 消費者教育サポーターの認定およびカリキュラム構成にかかるガイドラインについて

「消費者教育サポーター」の認定およびカリキュラム構成にかかるガイドラインについては以下のとおりである。

#### 【サポーター認定にかかるガイドライン】

「消費者教育サポーター」は、平成24年に施行された「消費者教育の推進に関する法律」（以下「新法」）に示された消費者教育の理念に基づき、消費者市民社会の形成に向けた各種の教育活動に貢献する支援人材として、南大阪地域大学コンソーシアムが認定する資格である。この資格の取得にあたっては、以下に示すガイドラインを踏まえたコースを修了し、かつ必要な資格審査に合格する必要がある。またコースそのものの認定にあたっては、南大阪地域大学コンソーシアムの設定した委員会がその適否を判断するものとする。

#### [カリキュラム構成にかかるガイドライン]

「消費者教育サポーター」養成カリキュラムとして認定を受けるにあたっては、以下の要件をすべて満たす必要がある。

##### 1 消費者教育に関する基礎知識（講義）（120分）

- ・ 消費者教育の考えかたに関する内容
- ・ 新法（平成24年消費者教育推進法）に関する内容
- ・ 社会発展における持続可能性（Sustainable Development）に関する内容

##### 2 消費者教育の教材に関する事項（演習）（120分）

- ・ 体験的手法に基づく消費者教育に関する演習  
（例）ブレインストーム「消費の意義について」「消費と教育の関係」など
- ・ 消費者教育に関する「教材」づくり演習  
（例）ゲーム、すごろく、ロードマップ、シナリオなどの文芸など

##### 3 消費者教育の実践とその支援について（講義と演習）（120分）

- ・ 作成した教材の検証  
（例）プレゼンテーション、学習支援の演習など
- ・ 実践演習  
（例）親子イベント開催など
- ・ 振り返り  
（例）教材作成の過程で考えたこと、消費と生活、消費者市民社会の意義、ESDなど

##### 4 評価と認定

「消費者教育サポーター」コースにおける評価、ならびにその資格認定にあたっては、レポート作成を要件とする。分量については1,000文字とし、その内容の審査を経て資格を認定するものとする。

## 第3章 取組の実践について

### 1. 研究協議会の設置

本事業の円滑な推進を図り連携協力体制をつくるために、研究協議会を設置した。研究協議会では、①消費者市民社会の担い手養成の在り方、②消費者教育トレーナー資格認定制度の在り方、③消費者市民社会の普及・啓発の具体化、④市民による消費者教育の在り方、について検討し、本事業の円滑な推進と高い成果をめざした。

また、本研究協議会は、本取組の運営体制及び事業成果を評価する機能を併せ持つこととした。

#### ◆研究協議会メンバー（資料2参照。）

大学及び南コンソ、地元自治体、地元教育行政、地元企業、地元消費生活センター等

委員は、以下の通りである。

所属団体		役 職	氏 名
堺市	教育委員会学校教育部	学校企画課 課長	間地 洋介
		学校企画課 指導主事	桑田 裕介
		教育センター 指導主事	三好 由紀
	市長公室企画部	企画推進担当課長	金本 貴幸
		主幹	河野 悟
	市民人権局市民生活部	消費生活センター 所長	水谷 一則
		消費生活センター 所長代理	村田 茂紀
南大阪地域大学コンソーシアム会員大学	大阪府立大学	副学長（南コンソ事務局長）	石井 実
	和歌山大学	教育学部教授	赤松 純子
	プール学院大学	大学院国際文化学研究科 教授	岡崎 裕

南大阪地域 大学コンソ ーシアム	事務局	統括コーディネーター	難波 美都里
		学生支援・地域支援担当	難波 祐美
		事務局	藤原 那津子

## 2. 市民対象の消費者教育サポーター養成講座の実施

市民を対象とした「消費者教育サポーター養成講座」を実施した。講座は、南コンソ会員大学の教員、研究協議会メンバー、昨年度の資格取得者等の協力を得て、新法の消費者教育の理念や消費者市民社会に関する理解及び消費者教育を行うための知識・スキルの習得、並びに、消費者教育を実践する際に必要となる地域人材とのコーディネートの方法などを学ぶ内容とした。

### (1) 募集について

「消費者教育サポーター養成講座」の開催に向け、以下の通り公募を行った。

- ① 公募方法：インターネット、電話、FAX で受け付け
- ② 募集期間：10月1日～10月24日
- ③ 広報：・10月1日「広報さかい」にて広報  
・南コンソ HP 掲載

### (2) 講座開催時期

講座及び実践を以下の通り行った。

講座：11月4、11、25日（火）15:30～17:30の3日間

実践（親子イベント）：1月20日（火）13:30～14:30

1月22日（木）10:00～11:00（参加者0にて中止）

### (3) 講座内容

講座内容については、以下の項目をプログラム化した。

- ・これまでの消費者教育の理解
- ・新法の理念、消費者市民社会の理解
- ・消費者教育サポーターとは？
- ・消費者教育プログラム作りを通してサポーターの役割を知る
- ・実習（親子イベントの企画・運営）を通して実践的スキルを学ぶ  
（具体的な講座内容は第2章2項に掲載。）

#### (4) 応募者数等

応募者数は以下の通りであった。

応募者数	16名
講座の受講生	14名
イベント実習者数	12名
資格認定者数	10名

### 3. 大学での消費者教育の実践

大学生を対象に、大学の教育の中で消費者教育を行うことを検討し、消費者教育サポーター養成講座の内容をアレンジして大学の教育課程の中で下記の通り実施した。

実施にあたっては、担当する教員だけでなく、必要に応じて他の教員や昨年度資格認定者も支援するものとした。

なお、受講生のうち希望者には、消費者教育サポーターの資格認定ができるよう機会を設けるものとした。

大阪市立大学集中講座「消費者教育サポーター養成講座」(奈良教育大学と合同開催)

開催日：8月12日(火)

場所：大阪市立大学

担当：赤松純子(和歌山大学教授)

講座運営者：岡崎裕(プール学院大学教授)

協力・記録・提案：大森節子(NPO法人C・キッズ・ネットワーク理事長)

協力：中尾祥子(大阪市立大学法科大学院、昨年度消費者教育トレーナー認定者)

受講生及び資格認定者数：

講座の受講生	5名
資格認定者数	5名

内訳：大阪市立大学4名、奈良教育大学1名

### 4. 「消費者教育サポーター」の資格認定

南大阪地域大学コンソーシアムは、「消費者教育サポーター養成講座」の修了生に対して、「消費者教育サポーター」の資格を認定した。

「消費者教育サポーター」資格を取得したい学生は、実習の一環として、市民向けの消費者教育サポーター養成講座で実施する「親子イベント」の運営支援を行うことで授



### <資格認定者数>

昨年度の「消費者教育トレーナー」および今年度の「消費者教育サポーター」の資格認定者数は以下の通りである。

年度	講座内容	資格認定者数	サポーター登録者数	サポーター活動参加希望者数	情報提供希望者数
H25	南コンソ「消費者教トレーナー研修」	3	—	—	—
H26	大阪市立大学集中講座「消費者教育サポーター養成講座」	5	0	0	0
	文部科学省「消費者教育フェスタ in 堺」	68	68	57	66
	南コンソ「消費者教育サポーター養成講座」	10	8	7	8
	合計	86	76	64	74

## 5. 親子イベントの開催

### (1) 目的

平成 24 年 12 月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」で新たに定義づけされた「消費者市民社会」の考え方は、従来の消費者教育で行われてきた「被害にあわないための教育」とは異なり、持続可能な社会を実現するために、個々の消費者の特性や消費生活が多様であることを理解し、一人ひとりが自らの消費行動に対して自覚し行動することの必要性を考えることをめざしている。

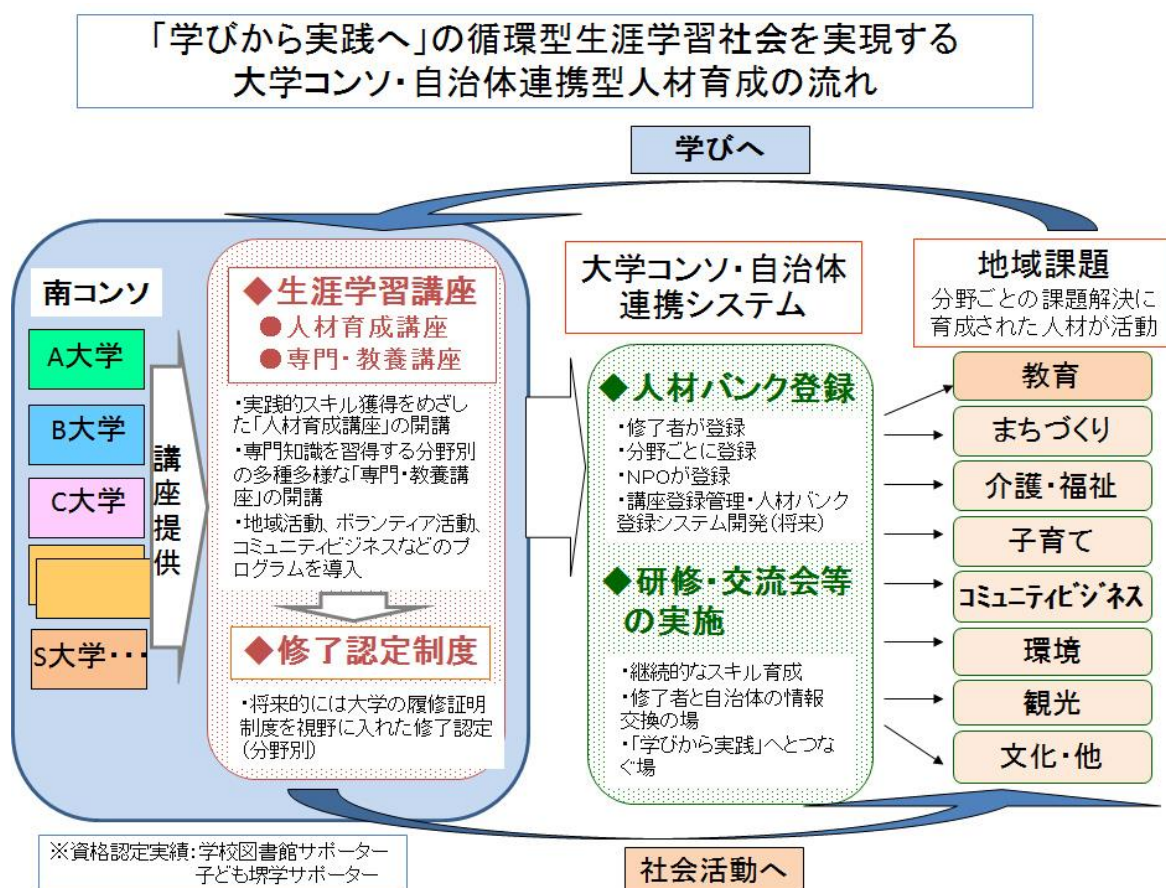
そこで、消費者教育の一環として、また、「消費者教育サポーター養成講座」の実習の一環として、「消費者教育親子イベント」を開催した。

イベントのプログラム作成・準備・当日の運営すべてを「消費者教育サポーター養成講座」の受講生が担当した。講座で学んだ知識やスキルを活かす実践の場として、親子に対して消費者教育を実践した。学んだことを実践で活かすことで、「消費者教育サポーター」として地域の消費者教育の担い手人材として活躍するイメージをもつことができる。

親子イベントは、行政及び市民団体、企業等の子育て支援組織と連携して、より多くの参加が期待できる形をとった。また、本コンソーシアムは、「さかい子育て応援団」の一員であることから、同応援団のフェイスブックや子育て支援施設「キッズサ

ポートセンターさかい」からも積極的に情報発信し、参加者を募ることとした。

なお、養成講座受講生による親子イベントのプログラム作成・準備・運営は、養成講座修了後の資格認定要件の一環として、講座修了生の実践の場とした。本イベントは、「学習成果を活動に活かす循環型生涯学習モデル」としても位置付けることができる。



## (2) 開催要項

開催日：1月20日(火) 13:30~14:30 (1月22日(木)は参加者0にて中止)

場 所：堺タカシマヤ 9F わくわくプレイス

対 象：親子、子どもは主として幼稚園から小学生を対象とする 親子1日5組

## (3) 広報

親子イベントを実施するにあたり、研究協議会のメンバーに協力いただき、下記の通り、広報を行った。

- ・広報さかい 12月1日号
- ・さかい子育て応援団フェイスブック

- ・南コンソホームページ
- ・ちらし（キッズサポートセンターさかい、堺市各区役所、図書館、消費生活センター等で配布）

#### （４）イベントプログラムの内容

親子で楽しみながら学ぶことをテーマに、受講生が考えた３種類のプログラム（５～１０分程度）を順番に実施した。

プログラム名	担当 受講生	内容
どっちを 買おうかな	４名	キャラクターの“みかんちゃん”と“もったいないおばけ”が登場し、子供たちがお買い物を通じて、「食の安全」と「もったいないとは？」を、親子で一緒に考え学んでいきます。
お買い物から エコを考える	４名	お母さんと子どものお買い物紙芝居を読み進めながら、２択質問で参加者に選んでもらいます。目で手でも感じられる２択。最後に、選択されたゴミの量からエコを考えてもらいます。
ぐんぐん青虫 君とぼてぼて 青虫君	３名	幼児が大好きな絵本「はらぺこあおむし」（作：エリック・カール）、そのお友達のぐんぐん青虫君とぼてぼて青虫君のお話です。青虫の頃、いろんな食べ物を食べて成長して蝶々になるのに、参加者が一緒に食べ物を捜してあげます。成長期に手軽に手に入る品を口にするか、日々の健康を考えて食事をするかを一緒に考えます。

#### （５）参加者

イベントに参加した親子は８組であった。当日までの申込は２組であったが、会場に併設の「キッズサポートセンターさかい」にて呼びかけ、ちらしを配布したところ、他に６組の親子の参加があった。

一般参加者	親子８組（子どもは１～３歳）、一般１名 合計１７名
講座担当者	受講生１１名
講師	２名
事務局	２名
堺市	２名

## (6) 参加者への修了証の授与

本イベントのプログラム参加者全員に対して、修了メダル（お菓子）を渡した。本イベントに参加し、日ごろの消費行動をちょっと立ち止まって考えるという趣旨のプログラムに参加したことで、修了証は、下記の文面にした。

文面) あなたは、本プログラムを通じて消費者市民社会の一員として、学びはじめたことを証します。

以下は、イベントの様子がわかる写真です。



「どっちを買おうかな」



「お買い物からエコを考える」



「ぐんぐん青虫君とぼてぼて青虫君」

## 第4章 効果の検証及び取組に対する評価

### 1. 養成講座に関する効果の検証

#### (1) アンケート調査

「消費者教育サポーター養成講座」の受講生に対してアンケート調査を実施し、その効果を測定した。測定にあたっては、以下について検証できる項目とした。(資料4-1参照。)

- ・新法の趣旨の理解について
- ・手段・手法の分かりやすさ、有効性について
- ・教育機会の適切さについて
- ・資格認定について

調査対象及び調査方法は以下の通りである。

○調査対象：受講生(資料4-2参照。)

○調査方法：講座の受講後にアンケート紙に記入(資料4-1参照。)

効果の検証については、上記アンケート結果を集計し、分析し、効果の検証を行った。検証した結果を消費者教育サポーター養成講座や消費者教育の改善に活かすものとする。調査結果は、資料4-2を参照のこと。

#### (2) 効果の検証

評価は、調査結果に基づいて、研究協議会で意見交換を行い評価した。

- ・受講動機としては「サポーターになりたい」あるいは「内容に関心があった」という方が多く、また、半数以上が「今後地域の活動に参加したい」と回答している。
- ・受講して良かったことについては、大半が「消費者教育について深く考えることができた」、「消費者教育サポーターの必要性がわかった」、「消費者教育サポーターとして必要な知識やスキルがわかった」と回答している。また、「目的を理解し、今後の活動に生かそうと思うか?」との問いに対しては、全員が「思う」と回答している。講座での理解度については、概ね良かったと思われる。
- ・活動や学習を進める上で支障になることについては、「時間が足りない」という回答が多い。今回の講座の受講生は、9割以上が女性の方で子育て中の方もおら

れたため、時間的な制約を挙げる方が多かったのではないかとと思われる。

- ・自由記述の意見では、「イベントの企画時間が足りない」、「もう少し消費のことを知りたい」といった意見が見られた。今後、プログラムの改善を検討していく必要がある。
- ・資格の認定については、全員があったほうが良いと回答している。また、継続してスキルアップ研修や情報提供を望む意見が見られる。

## 2. 消費者教育サポーター認定に関する効果の検証

### (1) 振り返りシート

「消費者教育サポーター養成講座」の受講生及び本コンソーシアムが協力を行った「消費者教育フェスタ in 堺」の参加者に振り返りシートを記入してもらい、その効果を測定した。測定にあたっては、記入された内容から、以下の項目について検証を行った。(資料 4-1 参照。)

- ・消費者教育サポーターについて
- ・今後のサポーター活動について
- ・資格認定について
- ・消費者教育について

調査対象及び調査方法は以下の通りである。

- 調査対象：「消費者教育サポーター養成講座」の受講生及び「消費者教育フェスタ in 堺」の参加者（資料 4-3 参照。）
- 調査方法：実践（親子イベント）終了後、あるいはイベント参加後に振り返りシートに記入（資料 4-1 参照。）

効果の検証については、振り返りシートの各項目について記入している人数を集計、分析し、効果の検証を行った。検証した結果を消費者教育サポーター養成講座や消費者教育の改善に活かすものとする。調査結果は、資料 4-3 を参照のこと。

### (2) 効果の検証

評価は、調査結果に基づいて、研究協議会で意見交換を行い評価した。

- ・養成講座、フェスタのいずれの対象者も、消費者教育に対する考えや意見を記入している人が多かった。

記述内容（抜粋）

- ・日々の選択そのものが消費であり、選択する前に少し立ち止まって考えるこ

とが第一歩。

- ・「消費者教育」と聞くと、詐欺などのネガティブなイメージがあったが、誰にでも求められる教育だと思う。
- ・身近な行動すべてが消費者教育につながっていると思った。
- ・今後の活動については、サポーターとしてというよりも、個人、あるいは、それぞれの立場（市民、教員、学生、消費生活相談員 等）として、どのように行動していきたいか、という観点での意見が多かった。

記述内容（抜粋）

- ・より良い消費者になりたい。
- ・色々な視点から考える大切さを忘れずに、これからも消費者教育に関心を持ち、伝えていく、行動できる市民になりたい。
- ・学校現場で消費者教育をさらに進めたい。
- ・将来教員になったときに学んだことを活かしたい。
- ・学んだことを地域に持ち帰り、住民に伝えたい。
- ・すごろくゲーム作成は高校生の出前講座に活用できる、素晴らしい機会だった。事例報告を交えながら実践していきたい。
- ・上記の回答から、資格認定そのものについて言及している人は少なかったものの、本講座およびフェスタでのプログラムが、広く市民への消費者教育や消費者市民社会への理解を促進する効果があったと思われる。
- ・サポーターについては、「選択する大切さを伝えていきたい」、「サポーターを増やし、消費者教育の輪を広げていただきたい」との意見が見られた。一方で、「参加する前はサポーターとは何をするのだろうと思った」との意見もあった。認知度の向上がひとつの課題であるといえる。

### 3. 親子イベントに関する効果の検証

#### (1) アンケート調査

親子イベントの参加者に対してアンケート調査を実施し、その効果を測定した。測定にあたっては、以下について検証できる項目とした。（資料 4-1 参照。）

- ・新法の趣旨の理解について
- ・手段・手法の分かりやすさ、有効性について
- ・教育機会の適切さについて
- ・資格認定について

調査対象及び調査方法は以下の通りである。

○調査対象：イベントに参加した親と子ども（資料 4-4 参照。）

○調査方法：イベント参加後にアンケート紙に記入（資料 4-1 参照。）

効果の検証については、上記アンケート結果を集計し、分析し、効果の検証を行った。検証した結果を消費者教育イベントプログラムの改善に活かすものとする。調査結果は、資料 4-4 を参照のこと。

## （２）効果の検証

評価は、調査結果に基づいて、研究協議会で意見交換を行い評価した。

### 大人用

- ・参加動機としては、「イベント内容に興味を持った」あるいは「親子で参加できるため」との回答が多い。また、「今後の消費者教育に望むことは？」という問いに対しては、全員が「楽しみながら学べるイベント」と回答している。今回のように、親子で楽しみながら学べるイベントのニーズがあることが伺える。
- ・イベントで得たものを「普段の買い物に生かしたい」、「選ぶときに子どもと相談しようと思った」との意見があった。このイベントをきっかけにして、新法のめざす「一人ひとりが自らの消費行動に対して自覚し行動することの必要性を考えると」を身近なところから実践してもらうことが期待できる。

### 子ども用

- ・ほぼ全員から「楽しかった」との回答が得られている。実際に、子どもたちは非常に楽しそうに参加していた様子が伺えたので良かった。
- ・「一番楽しかったプログラム」と「一番考えたプログラム」では、「ぐんぐん青虫君」が最も回答が多い。絵本を題材にしたプログラムであったため、子どもたちにとってわかりやすかったのではないかと思われる。
- ・大人からの意見で挙がっていたように、子どもへのサポートや引きつける工夫、時間配分について、さらに工夫する必要がある。

## 4. 本取組に対する評価

### （１）アンケート調査

上述の教育プログラム受講者アンケート調査以外に、本取組の運営体制と事業成果を評価するために、研究協議会が内部評価の機能を併せもち、評価を行った。評価は以下の２点について行った。

#### ①運営体制に関する評価

本取組体制が「自治体における消費者教育推進体制のモデル化」となることをめ

ざしていることから、研究協議会が推進体制として機能するかを評価した。

## ②事業成果に関する評価

### a) 消費者教育サポーター養成講座に関する評価

消費者教育サポーター養成講座の受講生に対して、アンケート調査を実施し、調査結果を検証し、本養成講座の改善に活かすこととした。

### b) 支援者モデルに関する評価

「消費者教育サポーター」の資格取得者に対して、アンケート調査を実施し、調査結果を検証し、本養成講座の改善に活かすこととした。

### c) 親子イベントに関する評価

「消費者教育親子イベント」について、参加者、支援者に対して、アンケート調査を実施し、調査結果を検証し、親子イベントの改善に活かすこととした。

測定にあたっては、以下について検証できる項目とした。(資料 4-1 参照。)

## ①運営体制に関する評価については、

- ・自治体における推進モデルとしての機能について
- ・体制について
- ・広報の適切さについて

## ②事業成果に関する評価については、

- ・開発プログラムの適切さについて
- ・支援者モデルの仕組みについて
- ・消費者教育サポーター資格認定について

調査対象及び調査方法は以下の通りである。

○調査対象：研究協議会メンバー（資料 2 参照。）

○調査方法：研究協議会の最終回開催後にアンケート紙に記入（資料 4-1 参照。）

効果の検証については、上記アンケート結果を集計し、分析し、効果の検証を行った。検証した結果は自治体における消費者教育推進体制、教育プログラムづくり、支援者モデル及び資格認定制度などの改善に活かすこととする。調査結果は、資料 4-5 を参照のこと。

## (2) 効果の検証

評価は、調査結果に基づいて、研究協議会で意見交換を行い評価した。

### ①運営体制に関する評価

- ・本研究協議会が自治体における推進体制としても概ね機能していると評価された。

- ・機能している部分については、大学との連携が評価されたが、一方で、行政との連携については意見が分かれた。
- ・今後、どのような体制にしていくのがよいかとの質問に対しては、行政、福祉、教育機関等のサポーター体制との連携や情報共有、サポーターの社会的認知の必要性、継続的に学び合いを進めるための環境整備が挙げられた。
- ・広報の媒体については、堺市の広報さかいが機能していると評価された。

## ②事業成果に関する評価

### a) 消費者教育サポーター養成講座に関する評価

- ・本取組で実施した養成講座は、新法のめざす理念の理解を促し、かつサポーターとして活動できるための教育内容になっていると概ね評価された。  
理由としては、わかりやすく具体的な実践により、新法に対する参加者の理解が進む内容になっていること、身に付けた知識を社会に還元する意識付けができたことが挙げられた。  
工夫が必要なところは、サポーターが引き続き自主的な行動ができる消費者とし研鑽すること、社会的認知が挙げられた。
- ・市民向けのサポーター認定の仕組みについては、概ねよいとの評価を受けた。認定した後のフォローアップについて今後工夫が必要である。

### b) 支援者モデルに関する評価

- ・今後さらに支援者モデルを市民に広げる場合の工夫については、回答にばらつきがみられた。具体的な工夫としては、継続した学びの機会の提供や情報収集の仕組みの整備、教員にサポーターになってもらい授業に取り入れてもらうこと、研修時間の増加が挙げられた。
- ・資格認定については、概ねよいと評価された。資格によって動機づけやモチベーションを高める効果があるとの意見が挙げられた。
- ・自由記述でも、今回の取組が一定の効果を上げていることへの評価が高かった。今後の課題は、サポーターの社会的認知度の向上とサポーターへのフォローアップ（継続した学びの機会や活動の場の提供など）をどのように行っていくかということ。その仕組みについてさらに検討が必要だと思われた。

### c) 親子イベントに関する評価

- ・親子イベントを市民のサポーターが担当した点については、全員からとてもよい、よいとの評価を受けた。親子をサポーターすることによって、より一層の消費者教育が施されたとの意見が挙げられた。

## 第5章 今後への展望

本取組で実践したことを通じて、今後、消費者教育に係る取組をどのように展開することが望ましいのかについて、研究協議会にて検討を行った。そこで出された意見を中心に、さらにはアンケート調査結果をふまえ、今後への展望についてまとめることとした。

### 1. 消費者教育サポーターの活動の場について

本取組では、学生、市民を対象に消費者教育支援者の育成を目的とした消費者教育サポーター養成講座を実施し、その修了生に対して、南コンソが消費者教育サポーターとして資格認定を行った。この資格認定者に対して、今後どのような活動の場を提供できるかが課題である。今後さらに、広く市民への教育を普及・啓発していくためには、サポーターが継続して活動し、普及・啓発の支援者となっていくことが望ましい。

このテーマについて、研究協議会が出た意見は、以下の通りである。

- ・サポーター認定された人たちがアンテナを張って積極的に活動していくとは限らない。活動が目立つように、広報あるいはファンを作っていたきたい。
- ・サポーターは、養成された仕組み中で、手の届く範囲で活用していくほうが良いのでは。そこに、行政としては、情報提供などの連携の仕方ができるのではないかと思う。
- ・昨年度のイベントは参加してよかった。勉強の要素もありながら、子どもも楽しめた。今年は受講生が、企画・運営を担当したとのことだが、参加者としてだけではなく、開催側として実践することで学べることは多いのではないかと思う。継続的に実践されていくことが望ましい。
- ・「認知症サポーター」など、地域における「サポーター」の認知度は上がってきている。消費者教育サポーターについても、市民の方が困ったことがあればサポーターに相談する、という活用の仕方もあるかと思う。消費者教育サポーターの認知度も上がれば、受講生も増えていくと思うので、認知度を上げる方策を考えていく必要がある。

- ・能力を生かしたいと考えている市民はたくさんいる。自分たちが楽しむことがスタートだが、誰かの役に立ちたいと思うようになってきたときに、中間的な支援をしていただける方が増えてほしいと思う。中間的な支援とは、学んだことを自分のためだけに生かすのではなく、周りにも伝えていくこと。
- ・堺市内の各区にサポーターがおり、色々な活動をされているが、そこに大学生にも入ってもらえれば、消費者教育に限らず、つながりが広がる可能性がある。地域に問題が起こったときに、一緒に考えてもらえるサポーターがいることは心強い。世代間交流、あるいは、堺市に限らず広い地域で交流してもらいたい。
- ・新法には地方公共団体の責務という文言がある。大学コンソはモデルプランを提供するという立場であると考えている。今後の活動の場を考えたとき、活動の場を提供するのは南コンソではなく、国であり、地方公共団体であると思う。
- ・今年度の活動を振り返ったときに思ったのは、消費者教育フェスタの実践交流会のスキームが使えるのではないかということ。企業がブースを出展し、交流会を行う。消費者市民性の育成は、消費者を対象にしてアプローチしているが、そもそも生産側も大事なのではないか。企業の責務を位置付けることで、より健全な形で成立するのではないかと考えている。消費者と企業が出会う場を作っていくのが大事。サポーターにとっても励みになると思う。
- ・学校教育や生涯学習は手段。問題はコンテンツ。ターゲットは何なのか、どこに向かおうとしているのか、教員や関わる人が明確に持っていることが大事。新法は、「消費者市民教育」を明示したことが大きい。市民とは共同体。共同体の一員として、私たちはなすべきことなす責務があると意識すること。これを教員は自分自身で自覚し、子どもたちにもそういった意識を持たさなければならぬと自覚すれば、学校教育における温度差はなくなるはず。
- ・高齢者の視点も重要。消費行動において被害に遭いやすいのは高齢者。目の前の課題をどうするのか、色々なレベルで進める必要がある。サポーターは、まさに消費者をサポートする。例えば、銀行の窓口で詐欺に気付いて防ぐなど。それが消費者教育サポーターの一番目の目の前の課題であり、すぐにできること。
- ・特別な場を設けるのではなく、日常生活の色々なところがサポートの場。
- ・資格を持っている方自身が、生活の中で実践し、広がっていくことが理想。時間がないからということではなく、自分のできることから始めることが大事だと思う。
- ・例えば、友人との日常の会話の中で伝えていくことは、重要な教育機会。ただ、それはサポーターに伝えないとなかなかわからない。手帳を作るのもひとつの方法。ケースを載せる。
- ・事例を集めるのは大事。資格を認定されたからといって、すべて理解できているというわけではない。少し気が付いたというところだと思う。
- ・スキルアップ研修も良いかもしれない。そこで情報交換や講演などを行う。

## 2. 大学教育への次なる展開について

大学教育は、高等教育に相応しい各分野における専門的知見を身に付けることがその主要な目標であるが、これに加えて近年、特に経済界からの要請に応えるかたちで、職場や地域社会などで仕事をしていくうえで基礎となる能力、すなわち「社会人基礎力」の育成が求められている。このことは、成長・発達の段階的にもまた社会的機能の面から、転換期を担う組織のあり方として特徴的なものである。消費者教育は、特に大学教育のみを対象にするものでは勿論ないが、ここで本質的に求められている「消費者市民の育成」あるいは、そこにおける社会的な「知の循環」を考えると、大学教育の特性はまさにこれを担うに相応しい位置にあると言える。学生から社会人へ、未成年から成人へ、あるいは伝えられる側から伝える側への転換の機会において、知の循環を担い、社会を積極的に動かす立場としての「市民」としての資質を育成することは、まさに大学にとっての社会的責務と言えるのである。今回の私たちの取り組みは、基本的には社会人を対象とした循環システムの構築を意図したものであるが、組織的に構築された教育システムとしての大学、あるいは時に高校においても、その過渡期を担う特長を生かした市民性教育の可能性は広がる。実際今回、消費者教育サポーター育成カリキュラムのスキームを使って、複数の大学において試験的に実践を行っているが、今後、より組織的に大学の教育課程に組み込む形で取り組みを進めたいと考える。消費者市民の育成は、資本主義社会における市民育成の意であり、その意味で一般論としての市民教育に他ならない。成人年齢の引き下げ論議が盛んになされる中、量的にはかり得るものだけではなく、質的な「成人」的資質、すなわち市民的資質の育成が求められる。具体的には以下のようなプログラムを想定する。

- ① 大学シラバスに組み込まれた「消費者教育サポーター養成講座」
- ② 資格取得者を中心とした大学による社会連携・貢献事業
- ③ コンソーシアムなどを活用した「産・官・学・地域」連携による消費者教育

# 資料編

- 資料 1 消費者教育サポーター養成講座  
受講生募集ちらし、ホームページ
- 資料 2 消費者教育推進事業 協議会委員名簿
- 資料 3 親子イベント案内ちらし、ホームページ
- 資料 4 - 1 消費者教育アンケート紙、振り返りシート
- 資料 4 - 2 消費者教育サポーター養成講座  
受講者アンケート集計
- 資料 4 - 3 消費者教育サポーター養成講座、  
消費者教育フェスタ in 堺  
振り返りシート集計
- 資料 4 - 4 親子イベント 参加者アンケート集計
- 資料 4 - 5 消費者教育 内部評価アンケート集計



# 資料 1

消費者教育サポーター

養成講座

受講生募集ちらし

ホームページ



# 消費者教育サポーター 養成講座

南大阪地域大学コンソーシアム  
消費者教育イメージキャラクター  
ハテナちゃん



全課程を修了すると  
消費者教育サポーターとして認定されます！

## 11月4日(火)、11日(火)、25日(火) 他

受講料  
無料

会場  
さかい新事業創造センター  
地下鉄御堂筋線「なかもず駅」  
南海高野線「中百舌鳥駅」より、徒歩約5分

申込締切  
平成26年10月24日(金)

### 認定資格「消費者教育サポーター」とは(定義)

- ①新しい法律(「消費者教育の推進に関する法律」平成24年12月施行)で定義された「消費者市民社会」を理解している。
- ②消費者市民社会の一員として、自分自身が賢い消費者になることを理解している。
- ③消費者市民社会のことを人に伝えることができる。(賢い消費者を育成する支援ができる)

## どんなことをするの？

消費者教育サポーターは、消費者市民社会の実現に貢献する地域人材です。この講座では、新法の消費者教育の理念や消費者市民社会に関する理解及び消費者教育を行うための知識・スキルを習得し、並びに、消費者教育を実践する際に必要となる地域人材とのコーディネートの方法などを学びます。

## 講座プログラム

11/4	1 限目	15:30 ~ 16:30	消費者教育の基礎 1 (講義) (1) 消費者教育とは (2) 被害にあわないための消費者教育※1	岡崎裕 ※1 堺市消費生活センター派遣講師
	2 限目	16:30 ~ 17:30	消費者教育の基礎 2 (講義) (3) 新法がめざす消費者教育 (4) 社会発展における持続可能な社会について	岡崎裕
11/11	3 限目	15:30 ~ 16:30	ゲームづくりを通じた消費者教育に関する手法について (演習) (1) 新法がめざす消費者市民社会の実現に向けて、体験的な手法に基づいた消費者教育の方法について学ぶ	岡崎裕
	4 限目	16:30 ~ 17:30	(2) 消費者教育に関する「教材」をつくろう (演習) (3) 振り返り	岡崎裕
11/25	5・6 限目	15:30 ~ 17:30	消費者教育の実践とその支援について (1) 消費者教育「親子イベント」企画を考える (演習)	大森節子
12月 ~1月			実践 消費者教育親子イベントの開催支援 (企画・運営) 終了後、レポートを提出	

講師 … 岡崎 裕 (プール学院大学 教授)、大森 節子 (NPO 法人 C・キッズ・ネットワーク 理事長)

## 申し込み・問い合わせ

件名を「消費者教育サポーター養成講座申込」として、  
必要事項 (①氏名、②年齢、③性別、④郵便番号、⑤住所、⑥電話番号、⑦メールアドレス (任意)) を明記の上、  
Eメール (event@osaka-unicon.org) か FAX (072-258-7641) でお申し込み下さい。

特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム事務局  
〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町 130-42 さかい新事業創造センター 1F  
Eメール event@osaka-unicon.org TEL 072-258-7646 FAX 072-258-7641

詳しくはHPもご覧ください！

URL [www.osaka-unicon.org](http://www.osaka-unicon.org)

# 消費者教育サポーター養成講座 ホームページ

特定非営利活動法人 南大阪地域大学コンソーシアム

平成26年度「連携・協働による消費者教育推進事業」における消費者教育推進のための実証的共同研究

## 平成26年度 消費者教育サポーター養成講座

受講料無料  
(要申込)

南大阪地域大学コンソーシアム  
特定非営利活動法人 南大阪地域大学コンソーシアム  
パブリシティ

日時：11月4日、11日、25日(火) 15:30～17:30 他  
会場：さかい新事業創造センター

### 消費者教育サポーターとは？

平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」で新たに定義づけされた「消費者市民社会」の考え方は、従来の消費者教育で行われてきた「被害にあわないための教育」とは異なり、持続可能な社会を実現するために、個々の消費者の特性や消費生活が多様であることを理解し、一人ひとりがみずからの消費行動に対して自覚し行動することの必要性を考える事をめざしています。

**消費者教育サポーターは、そんな消費者市民社会の実現に貢献する地域人材です。**この講座では、新法の消費者教育の理念や消費者市民社会に関する理解及び消費者教育を行うための知識・スキルを習得し、並びに、消費者教育を実践する際に必要な地域人材とのコーディネートの方法などを学びます。

[お申込方法はこちら](#)

### 概要

日時	11月4日、11日、25日(火) 15:30～17:30 他
会場	<a href="#">さかい新事業創造センター</a>
受講料	無料
定員	30名
申込締切	平成26年10月24日(金) ※定員に達した場合、期日より前にお申込みを締め切る場合があります。

### 講座スケジュール

#### 1日目：11/4(火)

1限目	15:30～16:30	◇消費者教育の基礎1(講義) (1) 消費者教育とは (2) 被害にあわないための消費者教育※1	岡崎裕 ※1 堺市消費生活センター派遣講師
2限目	16:30～17:30	◇消費者教育の基礎2(講義) (3) 新法がめざす消費者教育 (4) 社会発展における持続可能な社会について	岡崎裕

#### 2日目：11/11(火)

3限目	15:30～16:30	◇ゲームづくりを通じた消費者教育に関する手法について(演習) (1) 新法がめざす消費者市民社会の実現に向けて、体験的な手法に基づいた消費者教育の方法について学ぶ	岡崎裕
4限目	16:30～17:30	(2) 消費者教育に関する「教材」をつくらう(演習) (3) 振り返り	岡崎裕

#### 3日目：11/25(火)

5・6限目	15:30～17:30	◇消費者教育の実践とその支援について (1) 消費者教育「親子イベント」企画を考える(演習)	大森節子
-------	-------------	---	------

#### 4日目：12月～1月

		◇実演 消費者教育親子イベントの開催支援(企画・運営) 終了後、レポートを提出	
--	--	---	--

### <消費者教育サポーター認定>

上記課程を修了した者に対して、「消費者教育サポーター」として認定証を授与します。

#### 認定資格「消費者教育サポーター」とは(定義)

1. 新しい法律(「消費者教育の推進に関する法律」平成24年12月施行)で定義された「消費者市民社会」を理解している。
2. 消費者市民社会の一員として、自分自身が良い消費者になることを理解している。
3. 消費者市民社会のことを人に伝えることができる。(良い消費者を育成する支援ができる)

### 講師

岡崎 裕  
ブール学院大学 教授

大森 節子  
NPO法人 C・キッズ・ネットワーク 理事長

### 会場

[さかい新事業創造センター](#)

### 申込方法

件名を「消費者教育サポーター養成講座申込」とし、[メール\(event@osaka-unicon.org\)](mailto:event@osaka-unicon.org) またはFAX(072-258-7641)に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。  
申込締切：10月24日(金)

#### 必要事項

1. 氏名
2. 年齢
3. 性別
4. 郵便番号
5. 住所
6. 電話番号
7. メールアドレス(任意)

### 問合せ・申込先

〒591-8025 堺市北区長曾根町130-42 さかい新事業創造センター1F  
特定非営利活動法人 南大阪地域大学コンソーシアム  
TEL：072-258-7646 / FAX：072-258-7641  
メール：[event@osaka-unicon.org](mailto:event@osaka-unicon.org)

資料 2  
消費者教育推進事業  
協議会委員名簿



平成26年度 文部科学省  
『連携・協働による消費者教育推進事業』における消費者教育推進のための実証的共同研究  
地域における消費者教育の担い手育成～市民向け養成講座・大学教育を通じて～  
協議会委員名簿

堺市	教育委員会学校教育部	学校企画課 課長	間地 洋介
		学校企画課 指導主事	桑田 裕介
		教育センター 指導主事	三好 由紀
	市長公室企画部	企画推進担当課長	金本 貴幸
		主幹	河野 悟
	市民人権局市民生活部	消費生活センター 所長	水谷 一則
		消費生活センター 所長代理	村田 茂紀
		生涯学習課 課長	東野 美江
		市民協働課 参事 (NPO担当)	宇都宮 藤教
	南大阪地域大学 コンソーシアム	大阪府立大学	副学長 (南コンソ事務局長)
和歌山大学		教育学部教授	赤松 純子
プール学院大学		大学院国際文化学研究科 教授	岡崎 裕
事務局		統括コーディネーター	難波 美都里
		学生支援・地域支援担当	難波 祐美
		事務局	藤原 那津子



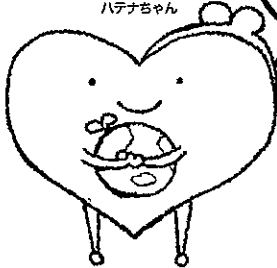
## 資料 3

親子イベント案内ちらし  
ホームページ



# 親子で楽しむ消費者教育

南大阪地域大学コンソーシアム  
消費者教育イメージキャラクター  
ハテナちゃん



参加無料  
(要申込)

2015年 1/20 (火) 13:00~14:00  
1/22 (木) 10:30~11:30

堺タカシマヤ 9F タカシマヤわくわくプレイスにて

日々の消費行動について、ゲームなどを通じて親子で楽しみながら考え、学べるイベントです！

## こんなプログラムがあります

### どっちを買おうかな

キャラクターの“みかんちゃん”と“もったいないおばけ”が登場し、子供たちがお買い物を通じて、「食の安全」と「もったいないとは？」を、親子で一緒に考え学んでいきます。

### お買い物からエコを考える

お母さんと子どものお買い物紙芝居を読み進めながら、2択質問で参加者に選んでもらいます。目で手でも感じられる2択。最後に、選択されたゴミの量からエコを考えてもらいます。

### ぐんぐん青虫君とぼてぼて青虫君

幼児が大好きな絵本「はらぺこあおむし」(作：エリック・カール)、そのお友達のぐんぐん青虫君とぼてぼて青虫君のお話です。青虫の頃、いろんな食べ物を食べて成長して蝶々になるのに、参加者が一緒に食べ物を捜してあげます。成長期に手軽に手に入る品を口にするか、日々の健康を考えて食事をするかを一緒に考えます。

## お申し込み方法

はがき、FAX または メールに必要事項 (①保護者氏名・年齢、②子ども氏名・年齢、③参加人数(保護者と子ども合計)、④郵便番号、⑤住所、⑥電話番号、⑦メールアドレス、⑧参加を希望する日 [1/20(13:00~14:00)], [1/22(10:30~11:30)] のどちらか) をご記入のうえ、お申し込みください。

お申し込み締め切り：1/18 日必着

対象：3歳から小学生のお子様と保護者の方(1日5組まで)

※メールの場合、件名を「消費者教育親子イベント参加」として下さい。

※お申込みいただいた方には、はがきまたはメールで参加証をお送りします。

※申し込みの際にご記入いただいた個人情報は、本事業の実施に必要な事務連絡・管理以外の使用はいたしません。

## お問合せ・申込先

〒591-8025 堺市北区長曽根町130-42 さかい新事業創造センター 1F

特定非営利活動法人 南大阪地域大学コンソーシアム

TEL:(072)258-7646 / FAX:(072)258-7641 / メール: event@osaka-unicon.org

# 親子イベント ホームページ

特定非営利活動法人 南大阪地域大学コンソーシアム  
平成26年度「連携・協働による消費者教育推進事業」における消費者教育推進のための実践的共通研究

親子イベントを開催します！



を開催します！

[お申込はこちら](#)

## イベント概要

### 日時

平成27年1月20日(火) 13:00~14:00  
平成27年1月22日(木) 10:30~11:30 ※1/22の日は開催しません  
※イベントの内容は両日とも同様のもです。

### 場所

近タカシマエ (9F) タカシマヤわくわくプレイス

### 対象

3歳から小学生のお子様と保護者の方 (1日5組まで)

### 参加費

無料

## イベント内容

日々の消費行動について、ゲームなどを通して親子で楽しみながら考え、学べるイベントです！

### どっちを買おうかな

キャラクターの“みかんちゃん”と“もったいないおぼけ”が登場し、子供たちがお買い物を通して、「魚の安全」と「もったいないとは？」を、親子で一緒に考え学んでいきます。

### お買い物からエコを考える

お母さんと子どものお買い物紙芝居を読み進めながら、2択質問で参加者に選んでもらいます。目で手でも感じられる2択。最後に、選択されたゴミの量からエコを考えてもらいます。

### くんくん番虫君とぼてぼて番虫君

幼児が大好きな絵本『はらぺこあおむし』(作:エリック・カール)、そのお友達のおくんくん番虫君とぼてぼて番虫君のお話です。番虫の娘、いろんな食べ物を食べて成長して様々なものに、参加者が一緒に食べ物を提供してあげます。成長期に手軽に手に入る品を口にするか、日々の健康を考えて食事をするかを一層に考えます。

## お申込

はがき、FAXまたはメールに必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。  
申込締切：平成27年1月18日(日) 必着

### 必要事項

1. 保護者氏名・年齢
2. 子ども氏名・年齢
3. 参加人数(保護者と子どもの合計)
4. 郵便番号
5. 住所
6. 電話番号
7. メールアドレス
8. 参加を希望する日 ([1/20(13:00~14:00)], [1/22(10:30~11:30)]のどちらか)をお選び下さい

※メールの場合、件名を「消費者教育親子イベント参加」として下さい。

※お申込みいただいた方には、はがきまたはメールで参加証をお送りします。

※申し込みの際にご記入いただいた個人情報、本事業の実施に必要な事務連絡・管理以外の使用はいたしません。

## お問合せ・申込先

〒591-8025 堺市北区具置町130-42 さかい新事業創造センター1F  
特定非営利活動法人 南大阪地域大学コンソーシアム  
TEL:(072)258-7646/FAX:(072)258-7641  
メール：[event@osaka-unicon.org](mailto:event@osaka-unicon.org)

## 資料 4-1

# 消費者教育アンケート紙 振り返りシート



消費者教育サポーター養成講座 受講者アンケート

氏名	
----	--

Q1 「養成講座」のことは、どのようにして知りましたか？（複数回答可）

1. 広報さかいをみて
2. 友人からの口コミで
3. ホームページから
4. その他（ ）

Q2 あなたの受講動機は？（一番該当するものに◎、該当するものに○をつけてください）

1. 消費者教育サポーターになりたいから
2. 講義内容に興味を待ったから
3. 消費者教育サポーターについて学びたいから
4. 消費者教育サポーターとして基礎知識やスキルを身に付けたいから
5. 消費者教育サポーターの活動に活かせるから
6. 将来の仕事に生かしたいから
7. 今の仕事に活かせるから
8. 自分の生きがいや楽しみのため
9. 他の人や地域社会の役に立ちたいため
10. 友人や仲間を得るため
11. その他（ ）

Q3 受講してみて良かったことは？（一番該当するものに◎、該当するものに○をつけてください）

1. 消費者教育について深く考えることができた
2. 消費者教育サポーターの必要性がわかった
3. 消費者教育サポーターとして必要な知識やスキルがわかった
4. 消費者教育への理解が深まった
5. 消費者教育のポイントがわかった
6. 交友関係が広がった
7. その他（ ）

Q4 今後のために改善する点があれば教えてください。

--

Q5 今後、消費者教育サポーターの研修があった場合に研修に望むことは？

--

Q6 消費者教育サポーターとして活動を行うにあたり、今後、利用したいものがあれば該当するものに○をつけてください。（複数回答可）

1. 知識やスキルアップのための研修
2. 消費者教育に関する情報
3. 情報交流の場
4. 実践した成果の発表の場
5. 実践事例の見学
6. その他（ ）

本講座の目的には、地域に興味・関心を持ち、地域が抱えるさまざまな課題に積極的に取り組み、解決に向けて活動する人材を育成することがあります。

Q7 あなたは、この目的を理解し、今後の活動に生かそうと思えますか？

1. 思う
2. 思わない
3. どちらともいえない

Q 8 現在、自治体では、市民の方々が積極的に、地域の活動に参加をしていただけることを求めています。今後、地域の活動等に参加したいと思っていますか？

1. 既に参加している。具体的内容をお書き下さい。  
( )
2. 思う      3. 思わない      4. どちらともいえない

Q 9 あなたが現在、活動や学習を進めるうえで、支障になることはどのようなことですか？番号に○をつけるほか、(学習・活動)についても○をつけてください。(複数回答可)

1. 時間が足りない      2. 費用がかかりすぎる
3. 近くに(学習・活動)の場がない      4. 適当な時間帯の(学習・活動)機会がない
5. (学習・活動)の仲間がいない      6. 家族や職場の理解・協力が得られない
7. 地域の人目が気になる      8. 内容が難しすぎる
9. 内容がやさしすぎる      10. 適切な講師・指導者がいない
11. (学習・活動)に関する情報が得られない
12. その他 ( )

Q 10 あなたは、今後も継続して何らかの活動や学習をしたいと思えますか？

1. 思う (Q 11へ)      2. 思わない

Q 11 その際、特にどのような分野について活動や学習をしたいと思えますか？(複数回答可)

1. 子育て関係      2. 介護・福祉関係      3. 観光関係
4. 健康関係      5. 学校関係      6. まちづくり関係
7. 環境関係      8. 文化関係      9. その他 ( )

Q 12 本講座は資格認定を行います。認定があったほうが良いですか？

1. 良い  
理由      1. 自信になる      2. 次の活動に活かしたい  
            3. その他 ( )
2. いない      3. どちらでもよい

Q 13 受講してみていかがでしたか？

1. 講義の内容は・・・・・・・・・・ 1. 満足    2. 普通    3. 不満足
2. 講師や受講者との人間関係は・・・・・・・・ 1. 満足    2. 普通    3. 不満足
3. 職員のサービスは・・・・・・・・・・ 1. 満足    2. 普通    3. 不満足
4. 施設・設備や雰囲気は・・・・・・・・・・ 1. 満足    2. 普通    3. 不満足
5. 全体として・・・・・・・・・・ 1. 満足    2. 普通    3. 不満足

Q 14 講座に対するご要望や感想など、なんでも結構です。お気づきの点がございましたらご記入ください。

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。



## 消費者教育イベントアンケート（大人用）

どんなメンバーで参加されたか教えてください。

大人 男( )名 女( )名

子ども ( )名

<内訳>未就学児童( )名 小学校1・2年( )名 小学校3・4年( )名

小学校5・6年( )名

Q1 本イベントのことは、どのようにして知りましたか？（1つに○）

1. 広報さかいをみて
2. 友達からの口コミで
3. ホームページをみて
4. その他( )

Q2 あなたの参加動機は？（いくつでも可）

1. イベント内容に興味を待ったから
2. 自己啓発によいから
3. 内容が楽しそうだから
4. 親子で参加できるから
5. 消費者教育について知りたかったから
6. その他( )

Q3 参加してみて良かったことは？（いくつでも可）

1. 消費者市民社会を理解できた
2. 毎日の消費行動が社会や経済に繋がっていて、色々な影響を与えていることを知った
3. 消費行動をとるときには、考えて選択することの大切さを知った

<受講して良かったことは>\*上記以外にあればお書きください

Q4 本イベントで得たものを、今後何に生かそうと思いますか？（具体的に）

Q5 参加してみて不満だった点は？（具体的に）

Q6 今後の消費者教育に望むことは？（1つに○）

1. 産業界やいろいろな大学から多分野の講師を招いたもの
2. 今回のような楽しみながら学べるイベント
3. その他( )

Q7 イベントの開催期間として適当なものは？（1つに○）

1. 平日の開催
2. 土日の開催
3. その他( )

Q8 その他自由な意見を書いてください。

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

しょうひしゃきょういく  
消費者教育イベントアンケート（子ども用）



Q1 <sup>きょう たの</sup>今日は楽しかったですか？

1. <sup>たの</sup>楽しかった      2. まあまあだった      3. <sup>たの</sup>楽しくなかった

Q2 <sup>なに いちばんたの</sup>何が一番楽しかったですか？

1. “みかんちゃん”と“もったいないおばけ”      2. <sup>か ものかみしばい</sup>お買い物紙芝居  
3. <sup>あおむしくん</sup>ぐんぐん青虫君と<sup>あおむしくん</sup>ぼてぼて青虫君

Q3 <sup>きょう かんが</sup>今日は考えましたか？

1. <sup>かんが</sup>とても考えた      2. <sup>かんが</sup>まあまあ考えた      3. <sup>かんが</sup>考えなかった

Q4 <sup>いちばんかんが</sup>一番考えたのはどれですか？

1. “みかんちゃん”と“もったいないおばけ”      2. <sup>か ものかみしばい</sup>お買い物紙芝居  
3. <sup>あおむしくん</sup>ぐんぐん青虫君と<sup>あおむしくん</sup>ぼてぼて青虫君

Q5 <sup>かんが えら だいじ</sup>「考えて選ぶことが大事」だということがわかりましたか？

1. よくわかった      2. まあまあわかった      3. わからなかった

Q6 <sup>かんが えら だいじ とも つた</sup>「考えて選ぶことが大事」だということを<sup>とも</sup>友だちに<sup>つた</sup>伝えたいですか？

1. <sup>つた</sup>伝えたい      2. わからない      3. <sup>つた</sup>伝えたくない

アンケートにご<sup>きょうりょく</sup>協力いただき、ありがとうございました。

# 消費者教育事業 内部評価アンケート

## I. 運営体制に関する評価

- Q 1 本取組体制は、「自治体における消費者教育推進のモデル化」となることをめざしていますが、本研究協議会は推進体制として機能していると思いますか？
1. とても機能している 2. 機能している 3. あまり機能していない 4. 全く機能していない

- Q 2 機能しているのはどの部分だと思いますか？（複数回答可）
1. 行政の関係各部署との連携（企画、商工労働、教育委、消費生活センター）  
2. 企業との連携 3. 大学との連携 4. 市民団体との連携 5. 学生との連携  
6. 市民との連携 7. 文部科学省、消費者庁との連携 8. その他（ ）

- Q 3 機能していないのはどの部分だと思いますか？（複数回答可）
1. 行政の関係各部署との連携（企画、商工労働、教育委、消費生活センター）  
2. 企業との連携 3. 大学との連携 4. 市民団体との連携 5. 学生との連携  
6. 市民との連携 7. 文部科学省、消費者庁との連携 8. その他（ ）

- Q 4 消費者教育を進めていくにあたり、今後どのような体制にしていくのがよいと思いますか？

自由にご記述ください。

- Q 5 広報の媒体について、どれが機能していると思いますか？（複数回答可）

1. 広報さかい 2. ちらし 3. ホームページ  
4. 子育てネットワーク（メーリングリスト、フェイスブック）

## II. 事業成果に関する評価

- Q 6 本取組で実施した養成講座は、新法のめざす理念の理解を促し、かつ、サポーターとして活動できるための教育内容になっていると思いますか？
1. 思う 2. 思わない 3. 分からない

理由は何ですか？

工夫が必要なところはどこですか？

Q 7 今回支援者モデルとして学生、市民向けに「消費者教育サポーター」の認定を行いました。その仕組みについてどう思いますか？

1. とてもよい 2. よい 3. もう少し工夫が必要 4. さらに工夫が必要

よいところあるいは工夫が必要なところはどこですか？

Q 8 親子イベントを市民のサポーターが担当したことについてどう思いますか？

1. とてもよい 2. よい 3. もう少し工夫が必要 4. さらに工夫が必要

よいところあるいは工夫が必要なところはどこですか？

Q 9 今後さらに支援者モデルを市民に広げる場合、工夫が必要なことは何ですか？（複数回答可）

1. 研修内容 2. 研修期間 3. 開催日程 4. 講師 5. 実践プログラム  
6. 認定の仕方 7. その他（ ）

あれば、具体的にお書きください。

Q 10 「消費者教育サポーター」の認定についてどのように思いますか？

1. よい 2. 望ましくない 3. 分からない

その理由をお聞かせください。

Q 11 その他自由にご意見を書いてください。

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。  
南大阪地域大学コンソーシアム



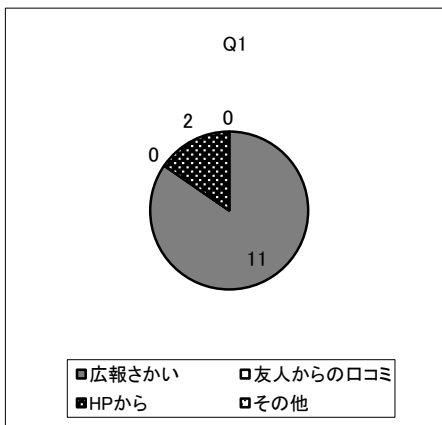
資料 4-2  
消費者教育サポーター  
養成講座  
受講者アンケート集計



# H26消費者教育サポーター養成講座 受講生アンケート

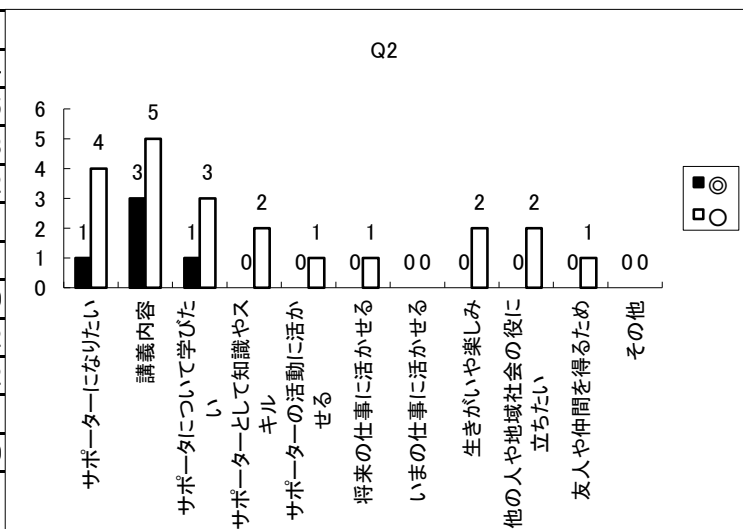
## Q1 講座のことをどのようにして知ったか

広報さかい	11
友人からの口コミ	0
HPから	2
その他	0



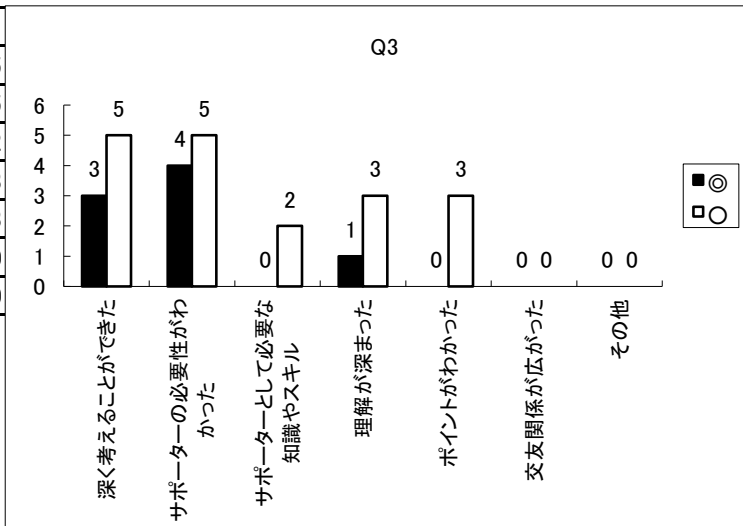
## Q2 受講動機は

	◎	○
サポーターになりたい	1	4
講義内容	3	5
サポーターについて学びたい	1	3
サポーターとして知識やスキル	0	2
サポーターの活動に活かせる	0	1
将来の仕事に活かせる	0	1
いまの仕事に活かせる	0	0
生きがいや楽しみ	0	2
他の人や地域社会の役に立ちたい	0	2
友人や仲間を得るため	0	1
その他	0	0



## Q3 受講して良かったこと

	◎	○
深く考えることができた	3	5
サポーターの必要性がわかった	4	5
サポーターとして必要な知識やスキル	0	2
理解が深まった	1	3
ポイントがわかった	0	3
交友関係が広がった	0	0
その他	0	0



## Q4 今後のために改善する点

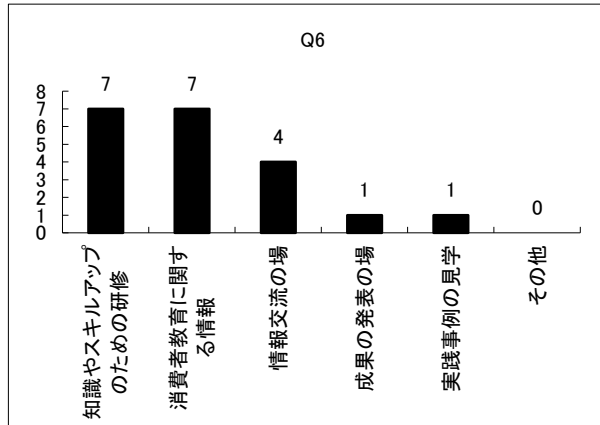
〈別紙参照〉

## Q5 今後研修に望むこと

〈別紙参照〉

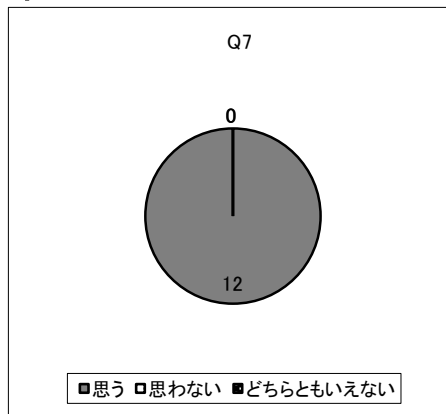
**Q6 今後利用したいもの**

知識やスキルアップのための研修	7
消費者教育に関する情報	7
情報交流の場	4
成果の発表の場	1
実践事例の見学	1
その他	0



**Q7 目的を理解し、今後の活動に生かそうと思いますか？**

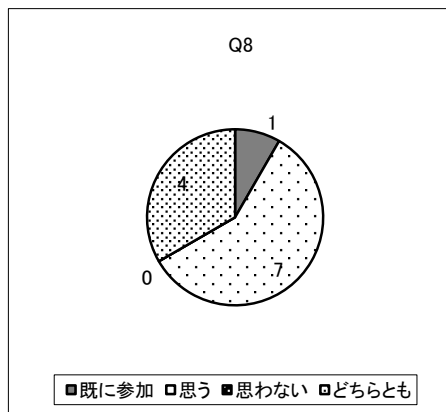
思う	12
思わない	0
どちらともいえない	0



**Q8 今後地域の活動などに参加したいか**

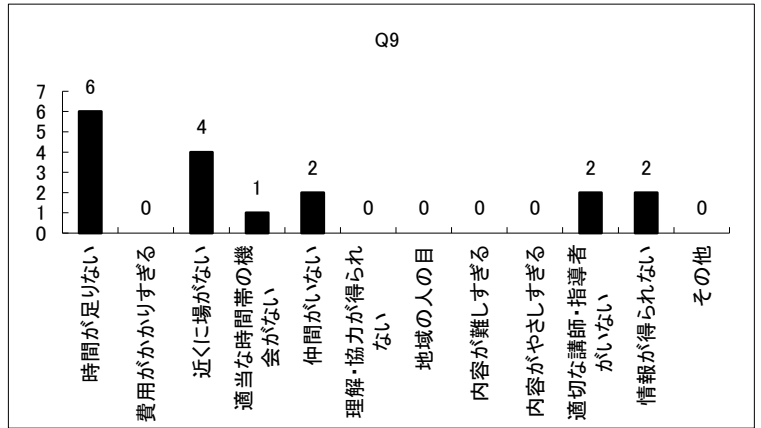
既に参加	1
思う	7
思わない	0
どちらとも	4

〈既に参加〉デイサービス、ボランティア



**Q9 活動や学習を進める上で支障になること**

時間が足りない	6
費用がかかりすぎる	0
近くに場がない	4
適当な時間帯の機会がない	1
仲間がいない	2
理解・協力が得られない	0
地域の人の目	0
内容が難しすぎる	0
内容がやさしすぎる	0
適切な講師・指導者がいない	2
情報が得られない	2
その他	0



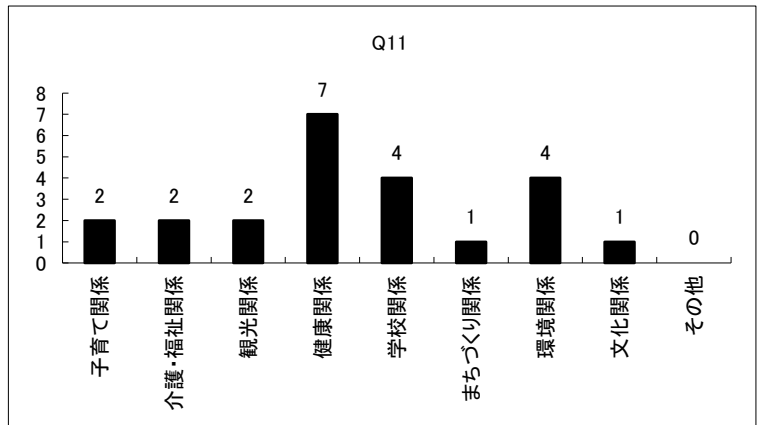
**Q10 今後も継続して活動や学習をしたいか**

思う	9
思わない	1



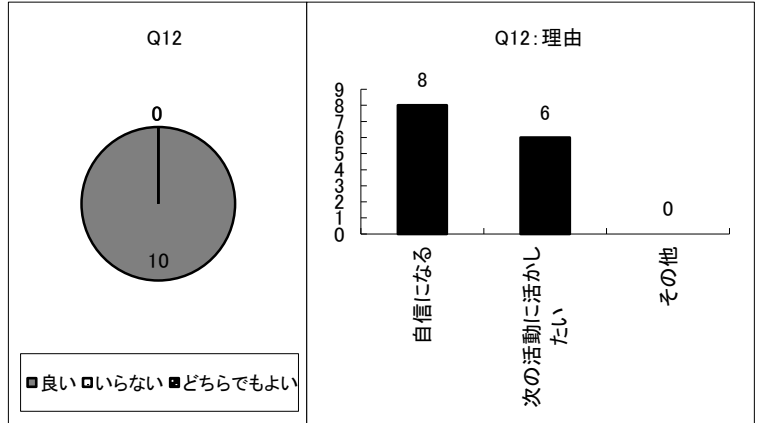
**Q11 どのような分野について活動や学習をしたいか**

子育て関係	2
介護・福祉関係	2
観光関係	2
健康関係	7
学校関係	4
まちづくり関係	1
環境関係	4
文化関係	1
その他	0



Q12 資格認定があったほうが良いか

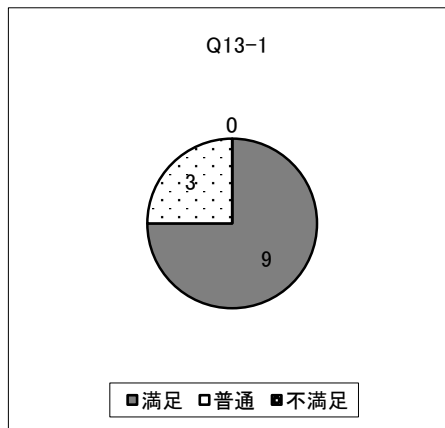
良い	10
いない	0
どちらでもよい	0
<良い>の理由	
自信になる	8
次の活動に活かしたい	6
その他	0



Q13 受講してみて

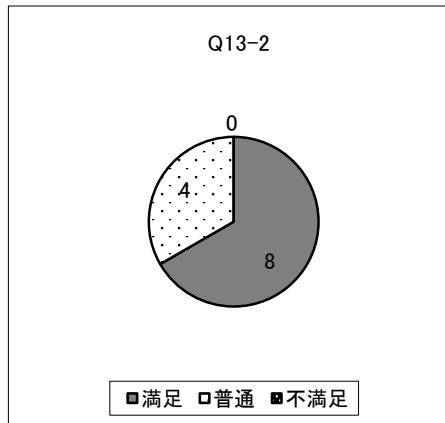
1. 講義の内容は

満足	9
普通	3
不満足	0



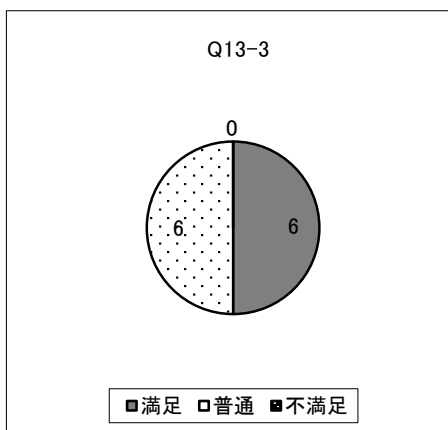
2. 講師や受講者との人間関係は

満足	8
普通	4
不満足	0



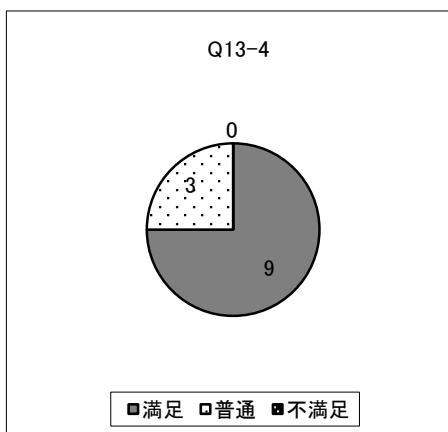
3. 職員のサービスは

満足	6
普通	6
不満足	0



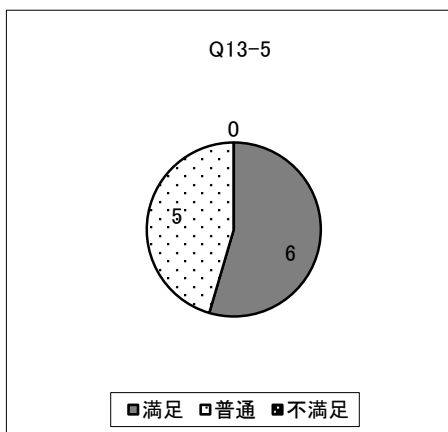
4. 施設・設備や雰囲気は

満足	9
普通	3
不満足	0



5. 全体として

満足	6
普通	5
不満足	0



Q14 講座に対するご要望やご感想

<別紙参照>

# 平成 26 年度消費者教育サポーター養成講座 受講生アンケート 自由記述欄

## Q4 今後のために改善する点

- グループで話す時間が少なく感じた。
- イベントを企画するまでの流れ。無茶ぶり感が…。
- 講座内容から、イベント企画まで、無理があると思います。もう少し時間がほしいです。
- イベント企画にもう少し時間が欲しい（作る前に）
- 物を買う時に考えること
- 時間をもう少し欲しい。
- 自身の身を守るだけでなく回りのひともゆうはつしていきたいと思いました。

## Q5 今後の消費者教育サポーターの研修に望むこと

- 実際の現場でしている活動を見たい。
- いろいろな研修に参加し、スキルアップしたいです。
- もう少し消費のこととかを知りたい。
- 参加型教育を多く
- 朝の時間をお願いします。

## Q14 講座に対するご要望やご感想など

- もう少し回数があった方がより知識を深められそう。このままだと、終わってそれっきりになりそうなのでアフターのようなものがあったらいいかもしれません。
- こんなに社会に出るものとはおもわずただただ驚き、その旨記しておいてくれたらもっと活動的な講座になったのでは。
- とても わかり易かった

## 資料 4-3

消費者教育サポーター

養成講座

消費者教育フェスタ in 堺

振り返りシート集計



# H26消費者教育サポーター養成講座および消費者教育フェスタin堺 振り返りシート集計

## 対象者

消費者教育サポーター養成講座 受講生	10名
消費者教育フェスタin堺 参加者	68名

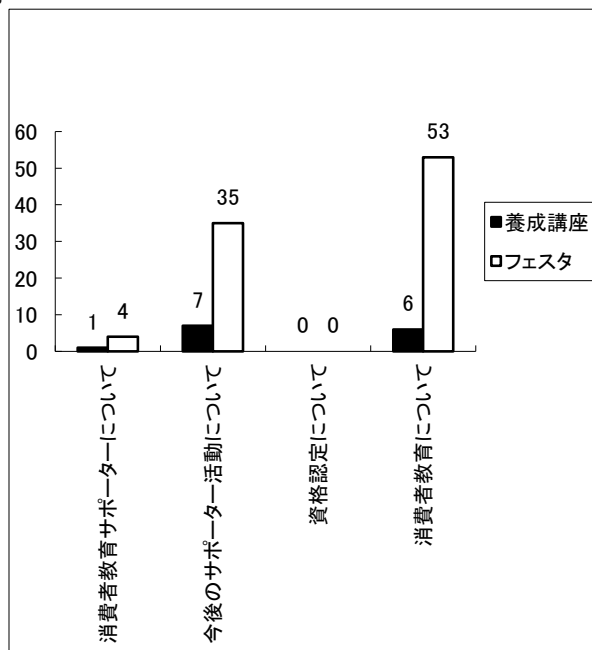
## 検証項目

- ・消費者教育サポーターについて
- ・今後のサポーター活動について
- ・資格認定について
- ・消費者教育について

## 集計結果

記入内容を検証し、各項目について記入している人数を集計した。

	養成講座	フェスタ
消費者教育サポーターについて	1	4
今後のサポーター活動について	7	35
資格認定について	0	0
消費者教育について	6	53





資料 4-4  
親子イベント  
参加者アンケート集計



## H26消費者教育親子イベント おとなアンケート集計

### どんなメンバーで参加したか

大人:男性	0	
大人:女性	12	※1名…8組、4名…1組
子ども	11	※1名…7組、4名…1組、未回答…1組

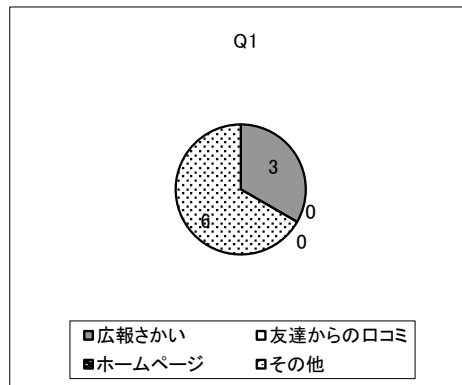
### <子ども内訳>

未就学児童	10	※1名…6組、4名…1組、未回答…2組
小1・2	0	
小3・4	0	
小5・6	0	

### Q1 イベントをどのようにして知ったか

広報さかい	3
友達からの口コミ	0
ホームページ	0
その他	6

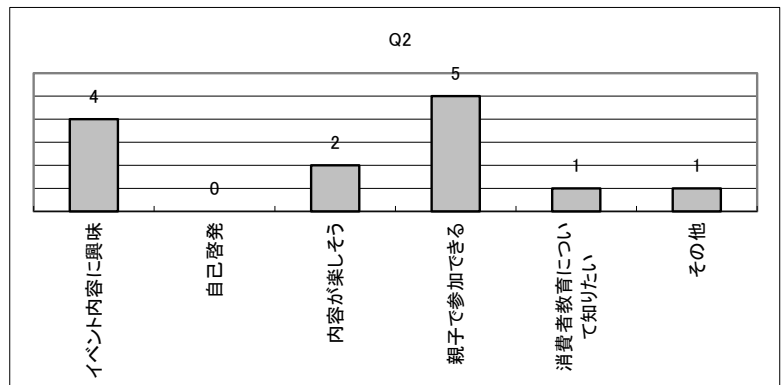
<その他>チラシをもらった、ポータルにて



### Q2 参加動機(複数可)

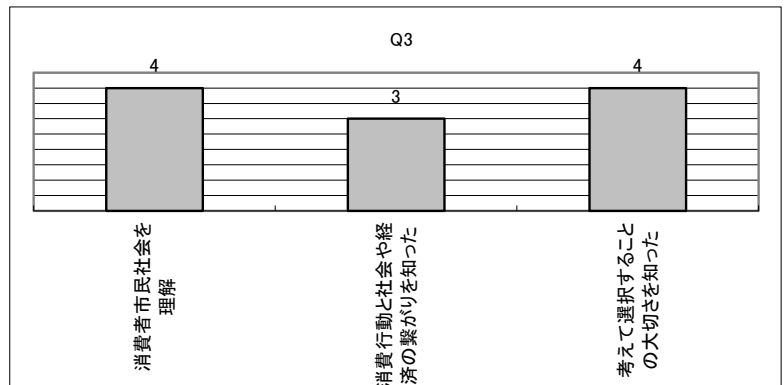
イベント内容に興味	4
自己啓発	0
内容が楽しそう	2
親子で参加できる	5
消費者教育について知りたい	1
その他	1

たまたま時間がよかったので



### Q3 参加して良かったこと(複数可)

消費者市民社会を理解	4
消費行動と社会や経済の繋がりを知った	3
考えて選択することの大切さを知った	4



**Q4 今後何に生かすか**

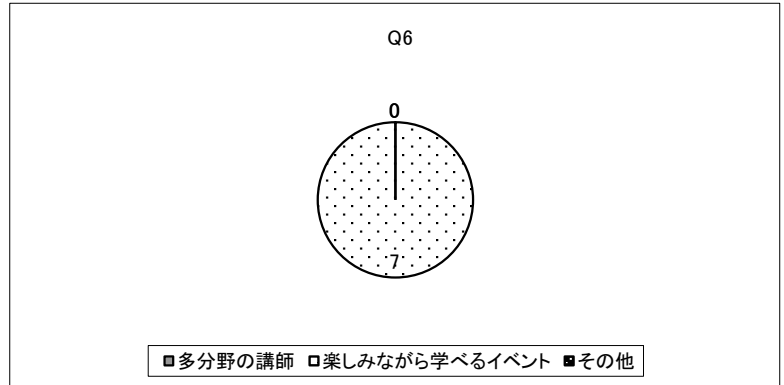
<別紙参照>

**Q5 不満だった点**

<別紙参照>

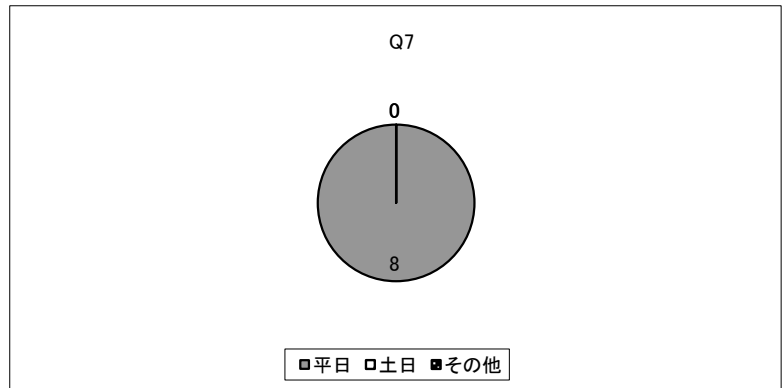
**Q6 今後の消費者教育に望むこと**

多分野の講師	0
楽しみながら学べるイベント	7
その他	0



**Q7 イベントの開催期間として適当なもの**

平日	8
土日	0
その他	0



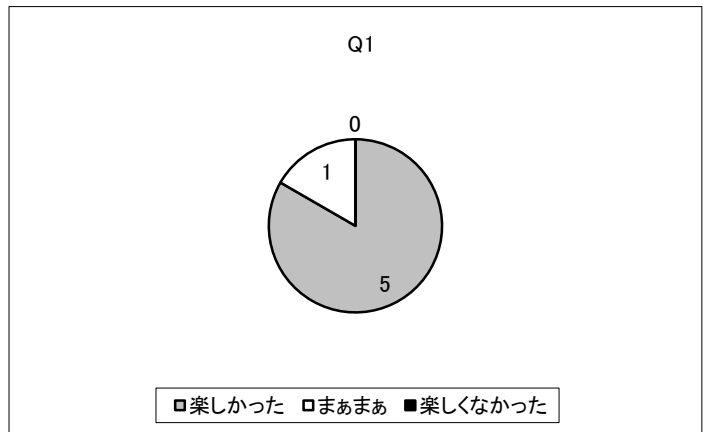
**Q8 その他自由に**

<別紙参照>

## H26消費者教育親子イベント こどもアンケート集計

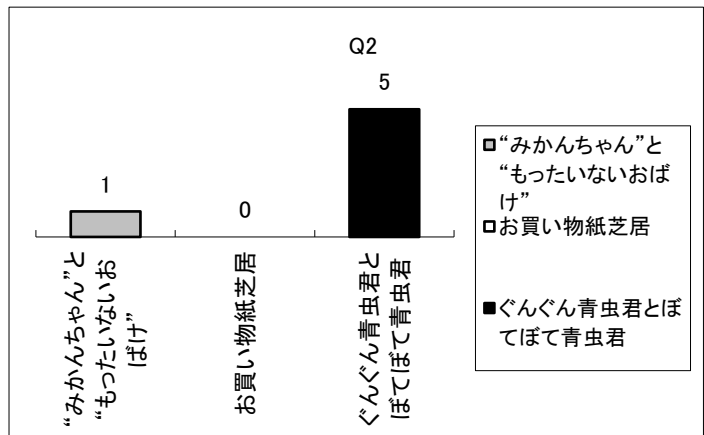
### Q1 楽しかったか？

楽しかった	5
まあまあ	1
楽しくなかった	0



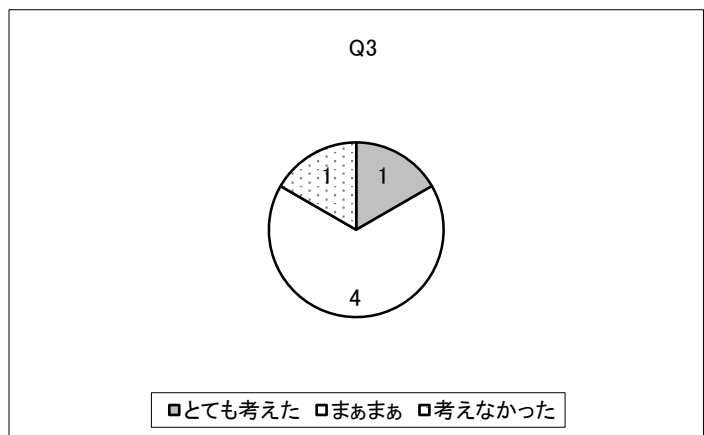
### Q2 何が一番楽しかったか

“みかんちゃん”と“もったいないおぼけ”	1
お買い物紙芝居	0
ぐんぐん青虫君とぼてぼて青虫君	5



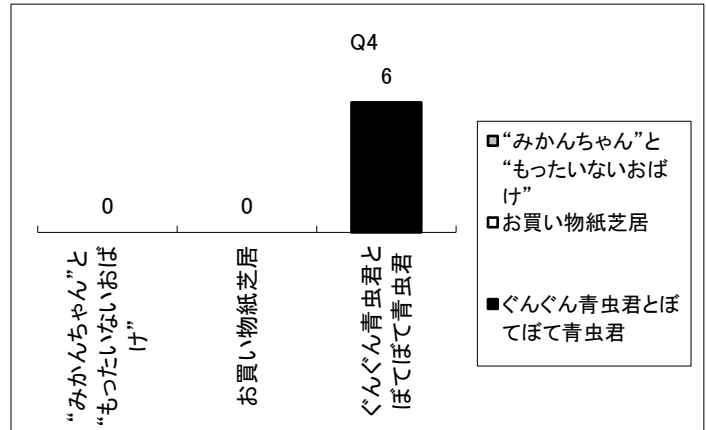
### Q3 今日は考えたか

とても考えた	1
まあまあ	4
考えなかった	1



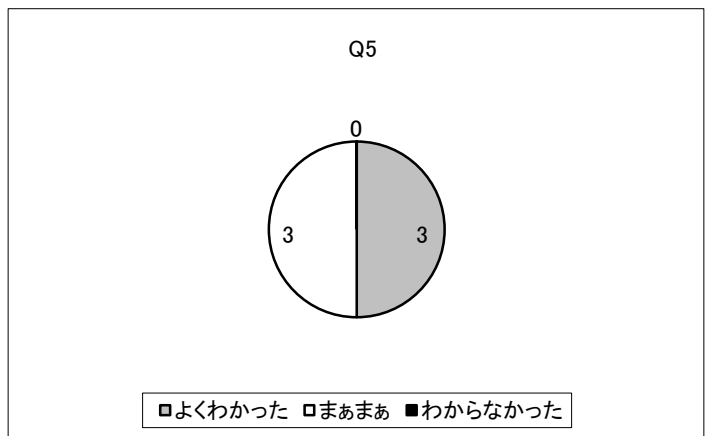
**Q4 一番考えたのは**

“みかんちゃん”と“もったいないおぼけ”	0
お買い物紙芝居	0
ぐんぐん青虫君とぼてぼて青虫君	6



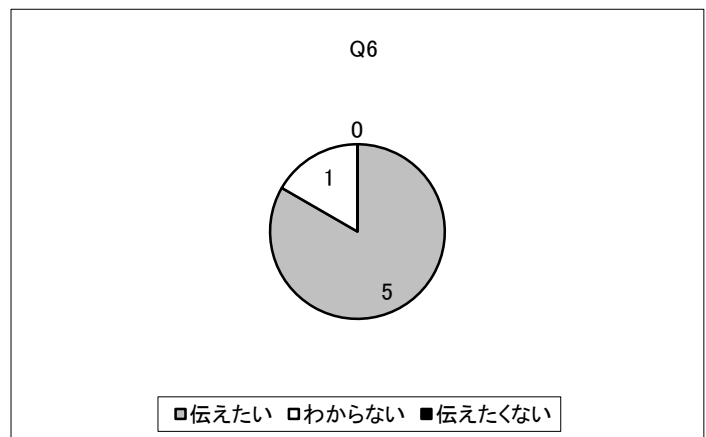
**Q5 考えて選ぶことが大事とわかったか**

よくわかった	3
まあまあ	3
わからなかった	0



**Q6 考えて選ぶことがだいじと伝えたいか**

伝えたい	5
わからない	1
伝えたくない	0



# 平成 26 年度消費者教育親子イベント おとな用アンケート 自由記述欄

## Q3 参加してみて良かったこと

- 農薬や添加物のことを意識して選ぶことを知った

## Q4 本イベントで得たものを今後何に活かそうと思うか

- ふだんの買い物に生かしたい
- 買い物に子供と行った時に、忙しく終えることばかり考えるのではなく、選ぶ時に子供と相談してみようと思いました。
- 買い物時に役立てたいと思います。
- ふだんの買い物

## Q5 参加してみて不満だった点

- 買い物の疑似体験とても良かった。お金のうけわたしの時、もう少しサポートがあればもっと良かった
- 子供をひきつける工夫を少し考えてほしいです。

## Q8 自由な意見

- 大量消費社会には疑問を感じます。ものを大切にすることを考えていきたい。
- もう少し子供に説明ができるゆったりとした構成がよかったと思います。バタバタとしての感があったんで、子供に理解させづらかった。
- 子どもも興味のもてる内容でよかったです。



資料 4-5  
消費者教育  
内部評価アンケート集計



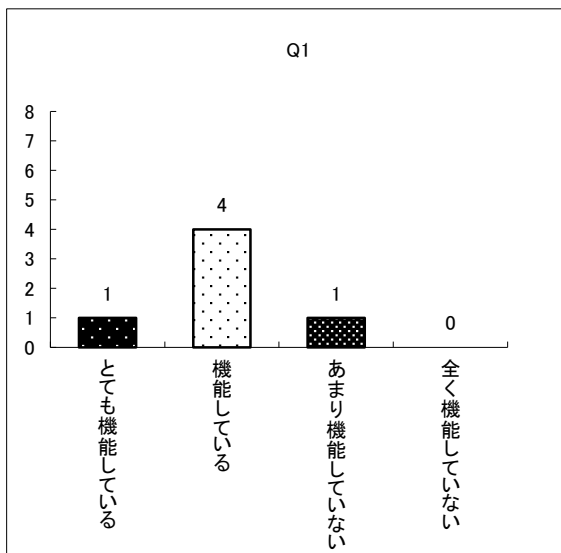
# 消費者教育事業 内部評価アンケート集計

回答枚数	6
------	---

## I. 運営体制に関する評価

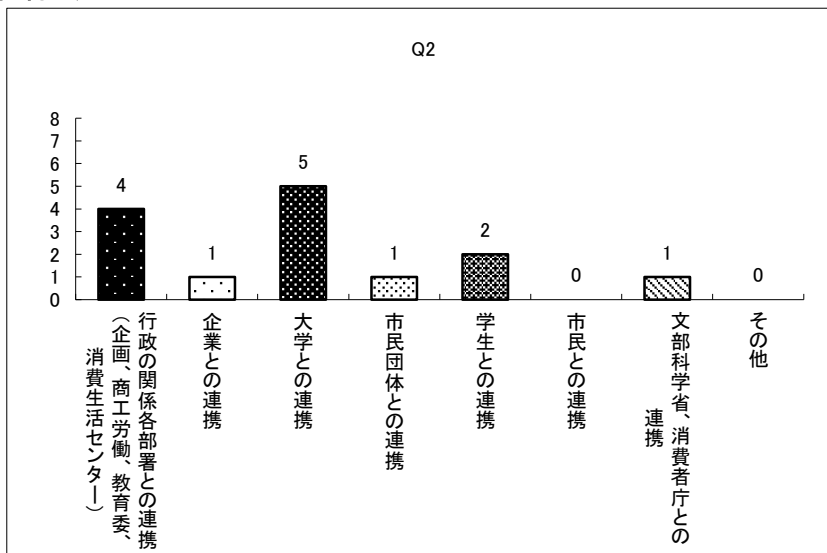
Q1. 本取組体制は、「自治体における消費者教育推進のモデル化」となることをめざしていますが、本研究協議会は推進体制として機能していると思いますか？

とても機能している	1
機能している	4
あまり機能していない	1
全く機能していない	0



Q2. 機能しているのはどの部分だと思えますか？（複数回答可）

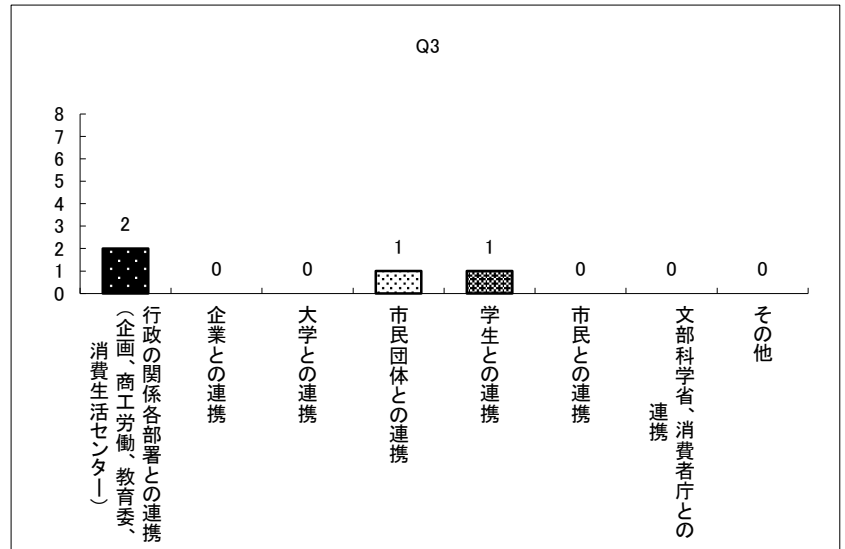
行政の関係各部署との連携（企画、商工労働、教育委、消費生活センター）	4
企業との連携	1
大学との連携	5
市民団体との連携	1
学生との連携	2
市民との連携	0
文部科学省、消費者庁との連携	1
その他	0



Q3. 機能していないのはどの部分だと思いますか？(複数回答可)

行政の関係各部署との連携(企画、商工労働、教育委、消費生活センター)	2
企業との連携	0
大学との連携	0
市民団体との連携	1
学生との連携	1
市民との連携	0
文部科学省、消費者庁との連携	0
その他	0

┆特になし

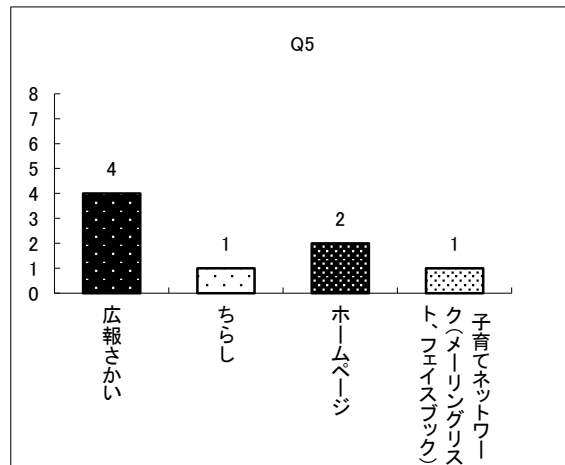


Q4. 消費者教育を進めていくにあたり、今後どのような体制にしていくのがよいと思いますか？

- ・行政、福祉、教育機関、事業者、警察、市民団体など各関係機関ごとにサポーターや見守りの体制ができる機運があります。それぞれの活動エリアにおいて、そのできたサポート体制を活用し、かつ各機関が横断的に連携しながら、消費者教育や消費者への情報共有を継続的に行っていくことが現実的だと思います。
- ・単に自治体の責務と言っても、大部分の自治体がそういった意識を持っていないと思う。それより、文科省の学習指導要領に位置付け、サポーターの社会的認知が必要である。
- ・サポーターの方々に、自立的な組織(市民と市民をつなぐ中間支援組織)をつくっていただくためのしくみづくりや支援を進め、継続的な学び合いを進めていただく環境を構築していくことが望ましいと思います。
- ・様々な団体・関係機関と連携して進めていくのがいいと思います。

Q5. 広報の媒体について、どれが機能していると思いますか？(複数回答可)

広報さかい	4
ちらし	1
ホームページ	2
子育てネットワーク(メーリングリスト、フェイスブック)	1

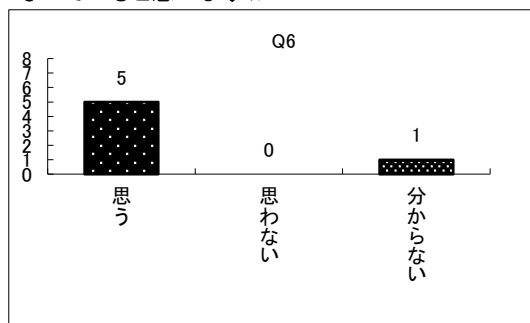


## II. 事業成果に関する評価

Q6. 本取組で実施した養成講座は、新法のめざす理念の理解を促し、

かつ、サポーターとして活動できるための教育内容になっていると思いますか？

思う	5
思わない	0
分からない	1



理由は何ですか？

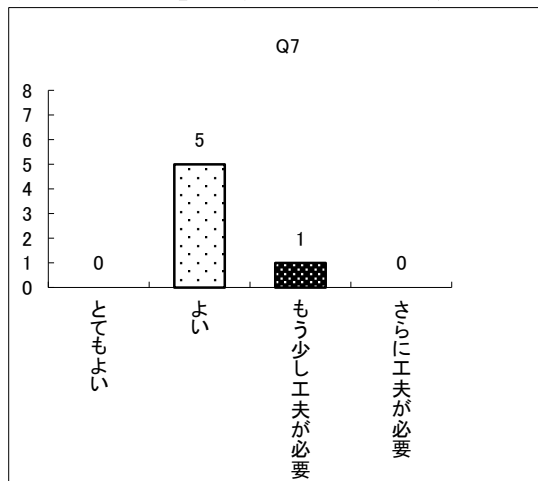
- ・新法の記載内容は、末端の消費者が理念を理解する際に、大変わかりにくい内容となっておりますが、この取り組みで計画した、分かり易く具体的な実践により、参加者の理解がすすむ内容にしていること。
- ・自分が身に着けた知識をいかにして社会に還元するかの意識付けができたと思う。
- ・講座プログラムが「講義」「演習」「実践」により適切に組まれていると思うため。
- ・より実践的な内容となっているから。

工夫が必要なところはどこですか？

- ・サポーターとして活動できる「場」について、どうするのが良いか議論がされますが、サポーターになったから、すぐに何かの役割を担ってもらえる、という視点ではなく、これをきっかけにして、環境に対して、引き続き自主的な行動ができる消費者として研鑽することが必要だと思います。
- ・社会にこういった知識を持った方がいることを認知させ、困った時にはいつでもアドバイスをもらうことができることを社会に知らしめ、安心して日常生活が送れることを意識させる。
- ・サポーターが活躍できる場の提供。

Q7. 今回支援者モデルとして学生、市民向けに「消費者教育サポーター」の認定を行いました。その仕組みについてどう思いますか？

とてもよい	0
よい	5
もう少し工夫が必要	1
さらに工夫が必要	0

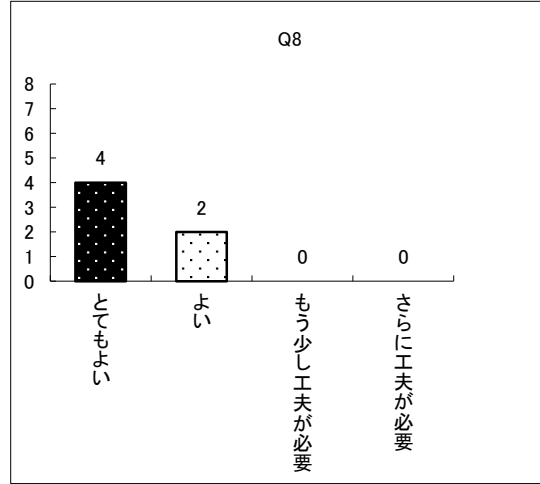


よいところあるいは工夫が必要なところはどこですか？

- ・気づきの機会を得られるところ。
- ・認定したあとのフォローアップが必要。
- ・認定が社会一般に認知される工夫が必要ではないかと思います。

**Q8. 親子イベントを市民のサポーターが担当したことについてどう思いますか？**

とてもよい	4
よい	2
もう少し工夫が必要	0
さらに工夫が必要	0



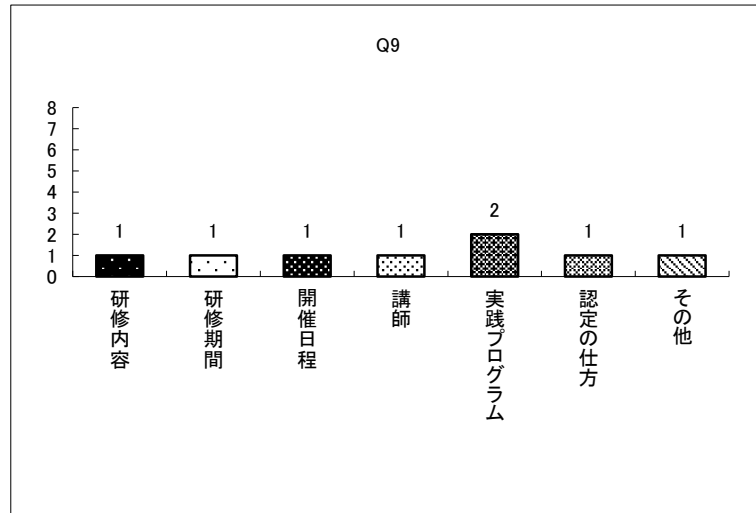
**よいところあるいは工夫が必要なところはどこですか？**

- ・イベント時の担当状況を見ていないので確かなことは言えませんが、親子をサポートするためには、自己学習の機会なくしては行動できないと思われるため、サポーターにとって一層の消費者教育が施されたと思います。
- ・こういった知識を持った方々が社会にいることを知らしめた。
- ・今後の展開を考えると、消費者たる市民が、サポーターとして担当することにより、消費者教育の裾野が大きく広がっていくことにつながると考えます。
- ・講義での学習成果を「親子イベント」を通じて実践していく仕組みとなっている点。

**Q9. 今後さらに支援者モデルを市民に広げる場合、工夫が必要なことは何ですか？（複数回答可）**

研修内容	1
研修期間	1
開催日程	1
講師	1
実践プログラム	2
認定の仕方	1
その他	1

↳自治体の自主的な活動

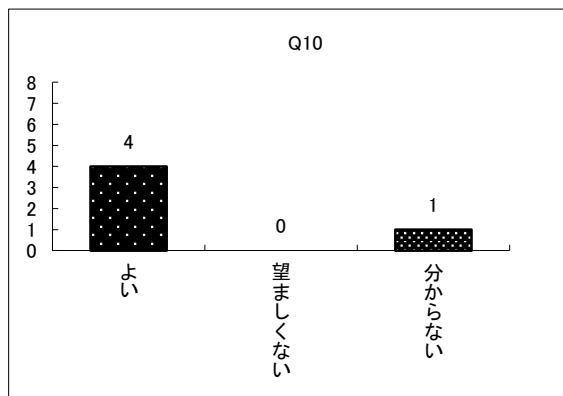


**あれば、具体的にお書きください。**

- ・支援者になった後も、継続して学び続ける機会や情報収集できる仕組みを整備すること。
- ・教員にもサポーターになってもらい、授業にも取り入れ、子供たちに日常的に知識として持ってもらう。
- ・どの程度の知識レベルのサポーターの養成を意図しているのかにもよりますが、認定まで行うのであれば、研修期間(主にコマ数)や実践プログラムが不足しているように思われます。

Q10. 「消費者教育サポーター」の認定についてどのように思いますか？

よい	4
望ましくない	0
分からない	1



その理由をお聞かせください。

- ・認定によって、動機づけや消費者意識の向上、以後のモチベーションを高める効果があると思います。
- ・今後の消費者教育に生かせると思われるため(また、生かしていかなければならない。)
- ・認定されたことに関して、社会一般がどのようにとらえるのかが、現在のところ不明です。
- ・消費者市民社会の実現に貢献する地域人材として消費者教育サポーターを育成することは大切だと思うため。
- ・サポーターの活躍できる場の確保が今後の課題。

Q11. その他自由にご意見を書いてください。

- ・親子イベントで、子供たちがどんな表情をしていたのか、みたかった。





特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム

〒591-8025 堺市北区長曾根町 130-42

さかい新事業創造センター 1階

TEL 072-258-7646 FAX 072-258-7641

Eメール office@osaka-unicon.org

URL <http://www.osaka-unicon.org>